

新座市みどりの基本計画

(素案)

※各ページの余白部分については、
写真・イラスト等の挿入を検討しています。

目次

第1章 計画の概要

- 1-1 みどりの基本計画改定の趣旨
- 1-2 計画の位置付け
- 1-3 対象とするみどり
- 1-4 計画の枠組み
- 1-5 みどりの役割

第2章 新座市の概況とみどりの現況

- 2-1 新座市の概況
- 2-2 新座市のみどりの特性
- 2-3 みどりの現況
- 2-4 市民意向調査

第3章 計画の達成状況と課題

- 3-1 前回からの比較
- 3-2 計画目標の達成状況
- 3-3 みどりの課題

第4章 計画の基本方針と目標

- 4-1 基本理念
- 4-2 みどりの将来像
- 4-3 基本方針
- 4-4 計画目標

第5章 みどりのまちづくり施策

- 5-1 基本方針1 『みどりを守る』
- 5-2 基本方針2 『魅力あるみどりを創る』
- 5-3 基本方針3 『みんなで取り組む』

第6章 みどりの配置方針

- 6-1 配置方針の考え方
- 6-2 各系統による緑地の配置方針

第7章 緑化重点地区の計画

- 7-1 緑化重点地区の設定等
- 7-2 緑化重点地区の整備方針

用語集

第1章 計画の概要

1-1 みどりの基本計画改定の趣旨

(1) みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」とは、都市緑地法第4条の規定に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、みどりに関する総合的な計画です。主として、都市計画区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

本計画では、都市公園や近郊緑地保全地域などの都市計画制度に基づく施策と公共施設や民有地の緑化、みどりに関する普及啓発活動や、ボランティア活動の推進などの都市計画制度によらない幅広い施策や取組を位置付けています。

(2) 改定の目的

本市では、平成13年度（2001年度）を現況調査基準に設定し、おおむね20年後を見据えた計画として、平成18年（2006年）3月に「新座市緑の基本計画」（以下「前計画」という。）を策定して、みどりの保全と緑化の推進に取り組んできました。この前計画については、令和2年度（2020年度）を最終目標年次としていたことから、改定に向けて検討を進めていました。しかし、令和2年度（2020年度）に策定予定であった本市の最上位計画である第5次新座市総合計画が新型コロナウイルス感染症等の影響により、策定が2年先送りになったことに伴い、第5次新座市総合計画と整合を図る必要がある本計画についても、改定を2年先送りすることとしました。

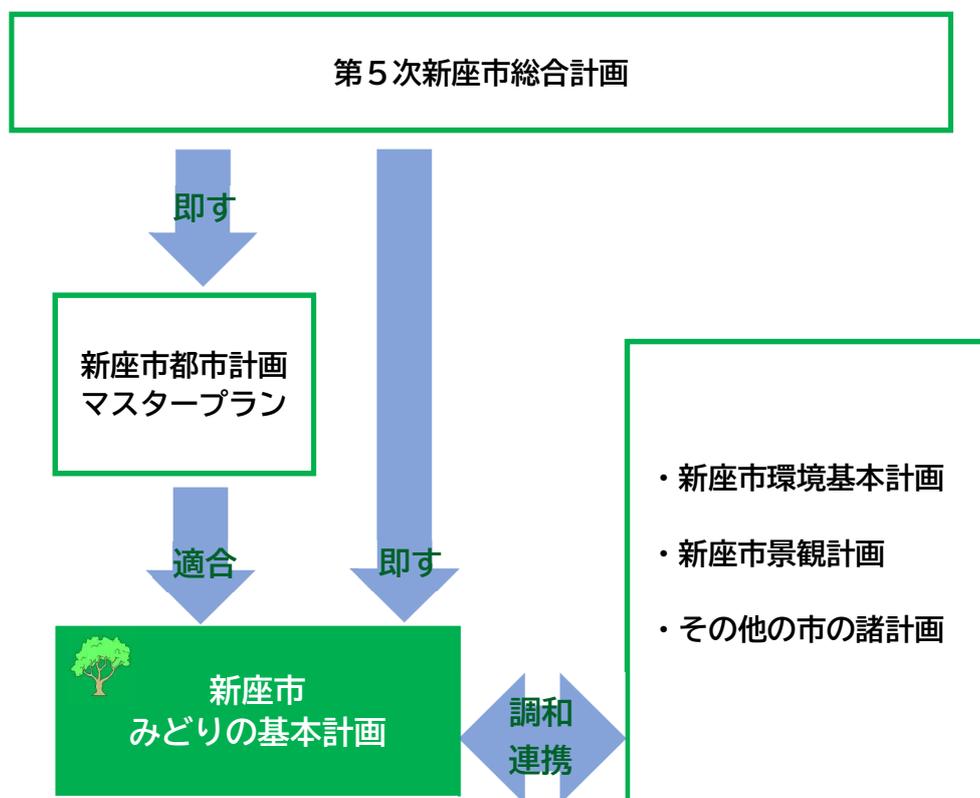
この度、社会情勢の変化や本市のみどりを取り巻く状況の変化に対応し、これからの本市のみどりに対する考え方や方針を示すため、本計画の改定を行いました。

改定のポイント

- ① 前計画の計画期間満了（令和2年度（2020年度））に伴う改定
- ② 上位計画にあたる「第5次新座市総合計画」の策定及び「新座市都市計画マスタープラン」の改定等を踏まえた改定
- ③ 前計画の策定から約16年が経過して、法制度や新座市のみどりを取り巻く状況、市民ニーズ等の変化に対応した改定
- ④ 前計画の進捗状況等を踏まえて、基本理念、基本方針等の見直し、新たな目標の設定や具体的施策の見直しを行う改定

1-2 計画の位置付け

本計画は第5次新座市総合計画を上位計画としています。
みどりの基本計画と他の諸計画との関係は、以下のとおりです。



1-3 対象とするみどり

本計画で対象とするみどりは、将来においても自然的環境を有し、オープンスペースで簡単に形状が変更されないことを前提として、次のとおり、植物が育成する土地及びこれらと一体となった水面やオープンスペース等とします。

施設緑地

都市公園

街区公園、運動公園、歴史公園、都市緑地、緑道

公共施設

児童遊園、ポケットパーク、ミニパーク、学校、道路等

民間施設

自主管理公園、社寺林、民間グラウンド

地域制緑地

法によるもの

近郊緑地保全地域、近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法）
特別緑地保全地区（都市緑地法）
生産緑地地区（生産緑地法）
地域森林計画対象民有林（森林法）
河川区域（河川法）
国指定天然記念物（文化財保護法）

条例によるもの

みどりの保全協定緑地、市指定保存樹林等

その他

農地

レジャー農園、生産緑地地区以外の農地

その他の緑

屋敷林、生け垣、庭の植栽や施設内の緑などの、持続性が担保されていない小規模なみどり



新座駅南口公園



市街地のみどり
(ふるさと小道)



街路樹
(ひばり通り)



特別緑地保全地区
(妙音沢)



野鳥の森
(野火止緑地総合公園)



農地
(野火止の台地)



黒目川沿いの緑

1-4 計画の枠組み

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から、令和24年度（2042年度）までの20年間とします。

(2) 計画対象地域

みどりの基本計画は、都市計画区域を計画対象とすることとされており、本市では全域を都市計画区域としていますので、本計画の計画対象地域を本市全域とします。

(3) 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。

第1章 計画の概要

みどりの基本計画改定に当たり、その目的や位置付けなど、計画の概要を説明します。

第2章 新座市の概況とみどりの現況

本市の概況や、みどりの現況及び市民意向調査結果を説明します。

第3章 計画の達成状況と課題

前計画の計画目標の達成状況や、第2章で整理した現況及び市民の意向などから課題の抽出を行います。

第4章 計画の基本方針と目標

本計画の基本理念、みどりの将来像、基本方針及び計画目標を説明します。

第5章 みどりのまちづくり施策

基本方針ごとの施策を説明します。

第6章 みどりの配置方針

みどりの役割ごとの総合的なみどりの配置方針について説明します。

第7章 緑化重点地区の計画

本計画で重点的に緑化を推進する地区について説明します。

用語集

本計画で扱う用語について説明します。

1-5 みどりの役割

みどりは、美しい景観を構成する空間的な役割だけでなく、地域の歴史・風土、生活文化の形成、人々の心身の健康の増進など、豊かで健全な生活を営む上で重要な役割を担っています。

こうしたみどりの必要性を系統立てて整理すると、みどりには、環境保全（生物多様性を含む）、レクリエーション、防災、景観構成の機能があります。

【環境保全系統】

良好な生活環境を形成する

- ・魅力あるまちをつくる
- ・多様な生き物の生息地となる
- ・ヒートアイランド防止や環境負荷軽減等に寄与する

【レクリエーション系統】

コミュニティ活動などの触れ合いや憩いの場を形成する

- ・地域コミュニティをつくる
- ・スポーツや文化活動などの様々な活動の場を与えてくれる
- ・自然観察など自然と触れ合える

【防災系統】

災害から守る

- ・自然災害を防止する
- ・火災の延焼を防ぐ
- ・公園、グラウンド等は避難場所となる

【景観構成系統】

親しみのある魅力的な都市景観を形成する

- ・まち全体に潤いと安らぎを与える
- ・季節の彩りを与える
- ・歴史的、郷土的な景観を形成する



市民体育祭
(総合運動公園)



桜の季節
(栄緑道)



樹木プレート作り
(HUG ネット事業)



畑中黒目川公園



新座市緑の再生広場



黒目川沿いの遊歩道

第2章 新座市の概況とみどりの現況

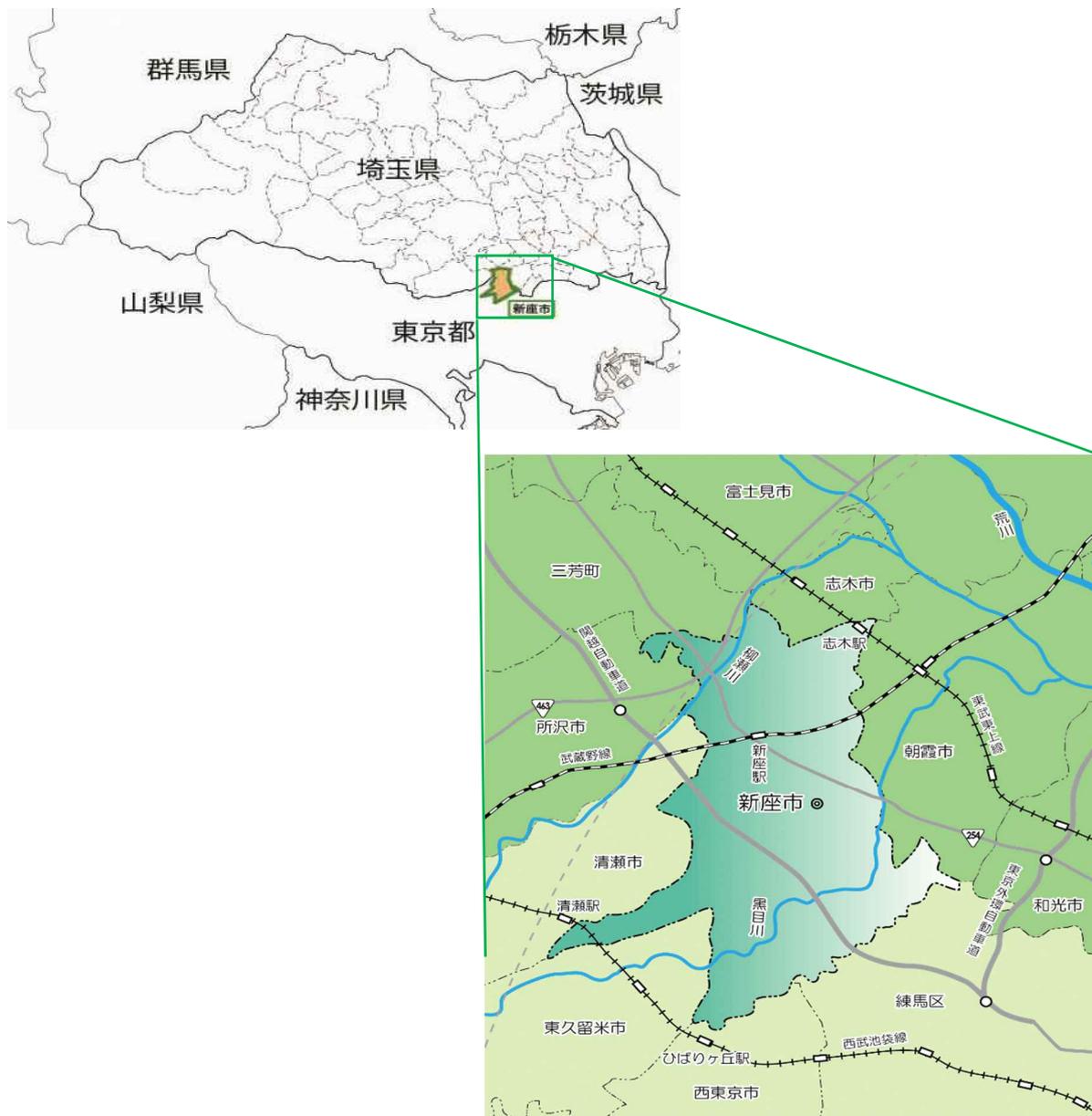
2-1 新座市の概況

(1) 都市特性

本市は、埼玉県の最南端にあり、東京都心から約 25km 圏に位置し、総面積 22.78k m²を有しています。

JR 武蔵野線、東武東上線、西武池袋線のほか、国道 254 号、国道 463 号によって東京都や県央と結ばれ、通勤通学に便利な環境です。

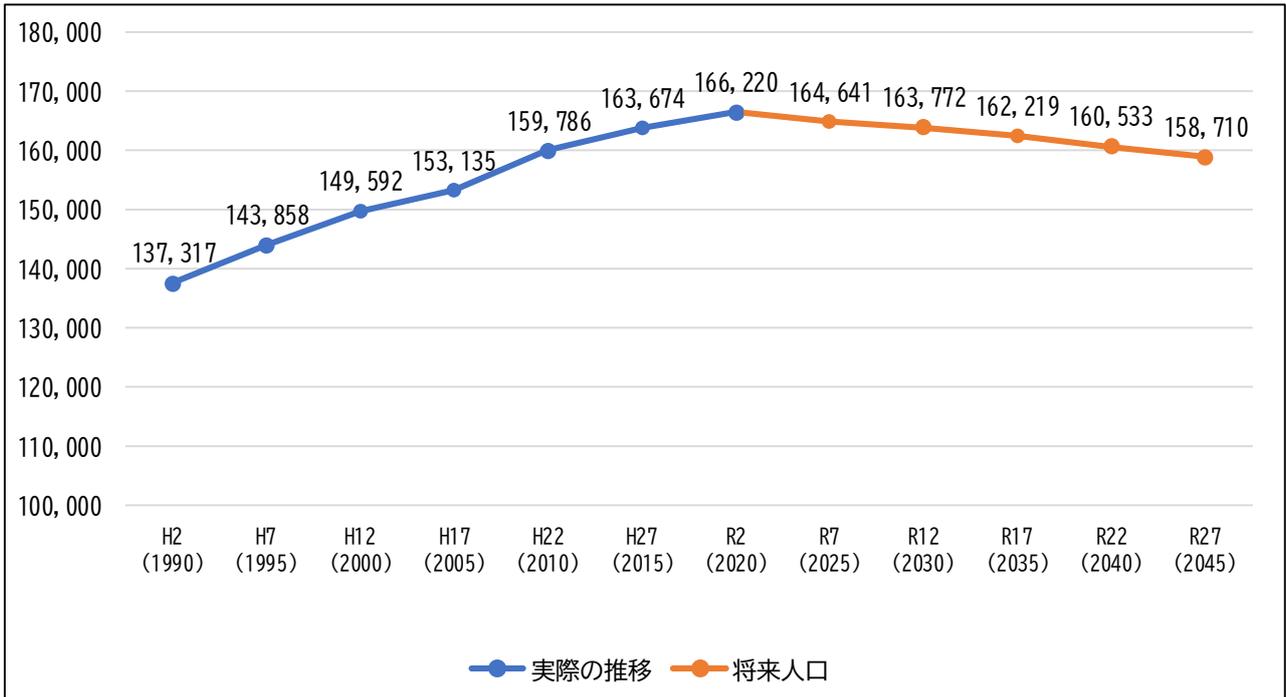
市の中央部を中心に多くのみどりが残され、これらの豊かな自然環境が本市の魅力と特徴的な景観を創出しています。



(2) 人口

本市の令和2年（2020年）10月現在の人口は166,220人となっています。

各年10月1日現在

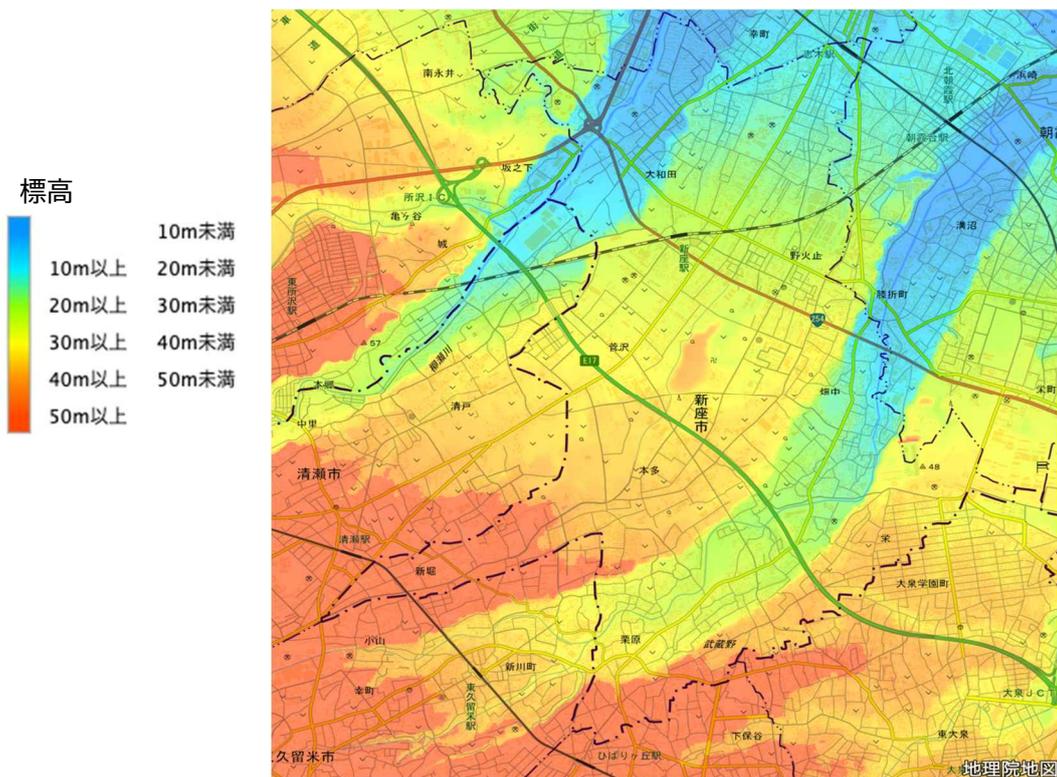


※将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所による。

人口の推移

(3) 地勢

市の中央部は野火止台地と呼ばれる高台にあります。黒目川と柳瀬川の二つの河川により形成された低地部分が、市の南部と北部に細長く分布し、起伏に富んだ地形を形成しています。この台地のほぼ中央に玉川上水の分水である野火止用水が流れています。



出展：国土地理院「自分で作る色別標高図」

2-2 新座市のみどりの特性

(1) 新座市のみどりの構造

① 雑木林のみどり

新座市のみどりで最も象徴的なものが武蔵野の面影を残す雑木林です。クヌギやコナラなどの広葉樹を中心に構成されており、多種多様な生物の生息地でもあります。

平林寺境内及びその周辺が代表的存在ですが、その他にも、市民憩いの森を始めとした、まとまりある雑木林が存在しています。

■西堀二丁目憩いの森



② 水辺のみどり

市内を流れる黒目川及び柳瀬川の河川沿いには、豊かなみどりが広がっています。また、市の中央を流れる野火止用水は、周辺の自然環境とあいまって、趣深い景観を形成しています。

■黒目川沿いに広がる豊かなみどり



③ 市街地のみどり

首都近郊のベッドタウンとして宅地開発が進行し、市街地のみどりが減少しています。開発行為等に対する緑化指導、公園などの設置により、みどりの量の確保に努めています。また、市内には、現在でも多くの農地が存在しており、都市景観とあいまって地域ごとの特色を現す風景を創出しています。

■市街地のみどり



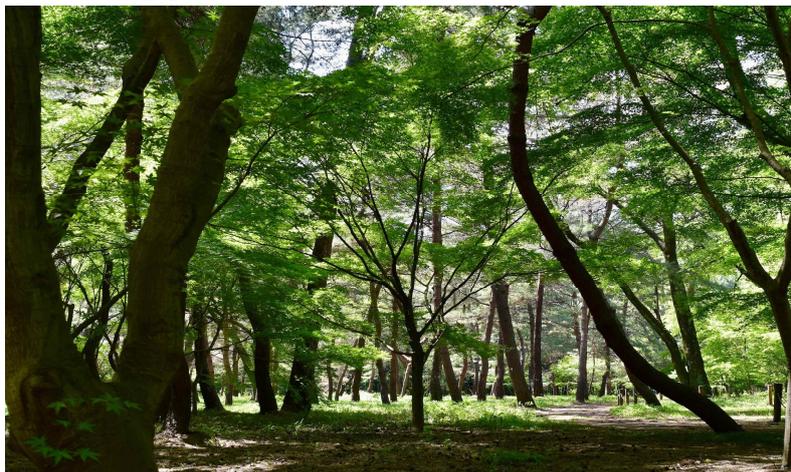
(2) 歴史・文化を伝えるみどり

① 平林寺境内林（国指定天然記念物）

関東を代表する禅刹、平林寺には約 43ha に及ぶ広大な境内林があります。境内林はアカマツ林やコナラ・クヌギ林からなり、県内平野部における屈指の鳥類生息地ともなっています。

武蔵野の雑木林が減少の一途をたどっている中で、広い面積に豊かな自然が残され、人々に憩いの場を提供してくれる平林寺境内林は大変貴重な財産といえます。

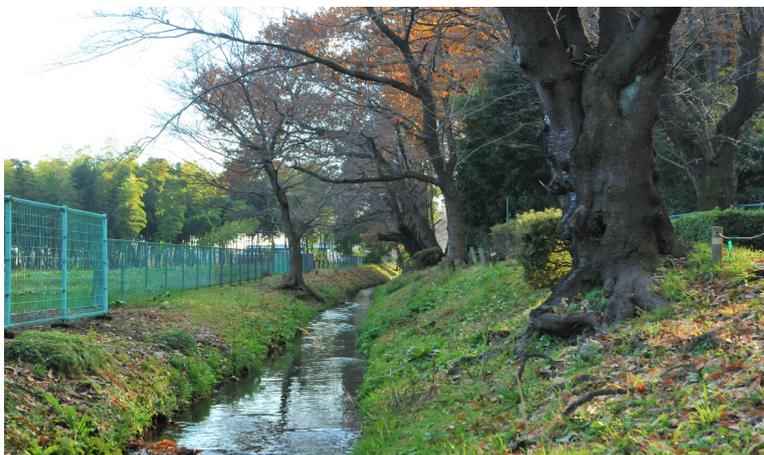
■平林寺の境内林



② 野火止用水（県指定史跡）

野火止用水は、承応4年（1655年）に当時の川越藩主であった松平伊豆守信綱が家臣安松金右衛門に命じ、玉川上水から分水し開削した用水路で、300年以上の間、野火止用水沿いの住民に飲料水として利用されてきました。小平から新河岸川に至る全長約25kmの用水で、玉川上水の分水(33か所)の中では最古、最大の用水です。昭和39年（1964年）の止水により用水としての機能は失われましたが、野火止用水清流対策事業等により水流が復活しました。現在では、ボランティアによる清掃活動等が行われ、四季の移ろいが感じられる貴重な水辺空間となっています。

■本多緑道脇を流れる野火止用水



2-3 みどりの現況

(1) 緑地現況量（平成30年度（2018年度）末現在）

① 施設緑地

施設緑地のうち、都市公園は、全体で45か所、26.81haであり、市民一人当たりの面積は1.62㎡となっています。これは県の一人当たりの面積6.96㎡と比較すると低い水準にとどまっています。また、公共施設緑地と併せた市民一人当たりの面積は4.20㎡となっており、民間施設緑地を加えた施設緑地全体では市民一人当たりの面積は7.83㎡となっています。

施設緑地現況量

平成30年度（2018年度）末現在

緑地種別	用途地域 (市街化区域)		用途地域外 (市街化調整区域)		都市計画区域			
	整備量		整備量		整備量		㎡/人 [※]	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)		
住区基幹公園	街区公園	32	7.00	3	0.79	35	7.79	0.47
都市基幹公園	運動公園			1	12.20	1	12.20	0.74
基幹公園計		32	7.00	4	12.99	36	19.99	1.21
特殊公園	歴史公園			1	0.66	1	0.66	0.04
都市緑地		6	2.13			6	2.13	0.13
緑道				2	4.03	2	4.03	0.24
都市公園計		38	9.13	7	17.68	45	26.81	1.62
公共施設緑地 [※]		187	24.50	25	18.12	212	42.62	2.58
都市公園等計		225	33.63	32	35.80	257	69.43	4.20
民間施設緑地		12	9.67	13	50.38	25	60.05	3.63
施設緑地計		237	43.30	45	86.18	282	129.48	7.83

※ 平成31年（2019年）4月1日時点の人口を使用しています。

※ 公共施設緑地のうち公立学校について、前計画では敷地面積としていましたが、今般改正ではグラウンド面積としています。
また、街路樹等の道路沿いの緑は面積に含まれていません。

② 地域制緑地

本市の主な地域制緑地として、市街化区域では生産緑地、市街化調整区域では平林寺境内林やその周辺の緑地があげられます。また、栄一丁目地区にある一団の斜面林等(3.28ha)を、平成16年(2004年)2月に妙音沢特別緑地保全地区に新たに指定して、保全に努めています。

本市の地域制緑地は185.10haであり、市域の8.12%を占めています。

このうち、市街化区域が111.93ha、市街化調整区域が73.17haとなっています。

地域制緑地現況量

平成30年度(2018年度)末現在

緑地種別	用途地域 (市街化区域)		用途地域外 (市街化調整区域)		都市計画区域	
	整備量		整備量		整備量	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
近郊緑地保全区域			1	68.00	1	68.00
近郊緑地特別保全地区 ^{※1}			1	60.40	1	60.40
生産緑地地区	271	103.39			271	103.39
特別緑地保全地区			1	3.28	1	3.28
その他 法による もの	河川区域 ^{※2}					20,680m
	地域森林計画対象民有林 ^{※3}			73.00		73.00
	国指定天然記念物		1	43.00	1	43.00
法によるもの 計		271	103.39		247.68	351.07
条例等によるもの		19	9.79	11	52.53	62.32
小計			113.18		300.21	413.39
地域制緑地間の重複			1.25		227.04	228.29
地域制緑地 計			111.93		73.17	185.10

※1 特別保全地区は保全区域に含まれています。

※2 河川は延長のため面積には含めていません。

※3 地域森林計画対象民有林の基準日は平成30年(2018年)4月1日です。

③ 緑地の割合

市内の緑地の割合は、市街化区域内で11.23%、市街化調整区域内で17.74%となっており、市域全体では、13.79%の緑地率となっています。

緑地割合

平成30年度(2018年度)末現在

区分	市街化区域 (1,382ha)	市街化調整区域 (898ha)	都市計画区域 (2,280ha)
施設緑地 (ha)	43.30	86.18	129.48
地域制緑地 (ha)	111.93	73.17	185.10
計 (ha)	155.23	159.35	314.58
緑地率	11.23%	17.74%	13.79%
一人当たりの緑地の割合 (㎡)	19.02		

※市街化調整区域の農地は含まれていません。

(2) 緑地等の現況

市内の土地利用状況を見ると、宅地等を除いた自然地が約20%を占めています。その中で最も広い面積を占めているのは農地で、次に山林が占めています。

市内の山林の多くはクヌギやコナラを中心とした広葉樹二次林です。

その山林は、近年開発等により減少し続け、おおむね過去25年間で約43%減少しています。

(平成5年(1993年) 約150.08ha → 平成30年(2018年) 約85.73ha)

(単位: ha)

※各年1月1日現在の現況(課税)地目別の山林面積から算出しています。

雑木林(山林)面積の推移						
年	平成5年(1993年)	平成10年(1998年)	平成15年(2003年)	平成20年(2008年)	平成25年(2013年)	平成30年(2018年)
面積	150.08	127.86	116.66	104.68	97.64	85.73





凡例

緑地現況

- 都市公園
- 児童遊園
- 準公園
- ポケットパーク
- 近郊緑地保全区域
- 特別緑地保全地区
- 市民憩いの森・保全緑地
- 生産緑地

農地

- 1ha以上の農地
- 1ha未満の農地

河川

- 河川

緑地現況図

平成30年度(2018年度)末現在

(3) 緑化の状況

① 道路緑化の状況

都市計画道路については、国道463号、主要地方道さいたま・東村山線、東久留米志木線、ひばりヶ丘片山線、新座駅南口通線、都市計画道路以外については、県道川越・新座線、主要地方道保谷・志木線などに街路樹が整備されています。植栽されている樹木は、高木樹種ではケヤキ、コブシ、ハナミズキ、サルスベリなどで、低木樹種はツツジやサツキなどがあります。

■新座駅南口通線の街路樹



② 公共施設の緑化の状況

公共施設の緑化については、民間施設より高い基準を定めて緑化に取り組んでいますが、緑化率の低い既存の施設が存在することから、更なる取組が必要とされています。

■新座市役所敷地内の緑化



③ 民有地の緑化の状況

民有地の緑化については、社寺境内地が多くを占めており、昔ながらの景観を残す屋敷林なども点在しています。

なお、市内にある私立大学では、まとまった緑化が行われており、倉庫、工場などについても、緑地確保に努めている企業も見受けられます。

■民有地の緑化



④ 民間の参加協力等にかかわる状況

市内には、環境美化活動を行っている団体があり、ごみ等の清掃をはじめ、様々な活動が行われています。

その中で、みどりに関する活動を盛んに行っている市民団体等があり、今後更なる活躍が期待されます。

■ボランティアによる妙音沢緑地クリーンアップ作戦



(4) 取組状況

本市における緑地の保全、緑化の推進に関する取組については、次のとおりです。

① 条例等に基づくもの

ア 新座市みどりのまちづくり条例

平成3年(1991年)3月に、みどりのまちづくり条例を制定して、みどりの保全及び緑化の推進を行っています。

【開発行為等に対する緑化指導】

一定規模以上の開発行為等を行おうとする事業者等に対して、緑化を義務付け

【伐採の届出】

樹木の伐採面積が500㎡以上の場合、事前に届出を義務付け

【市指定保存樹木等】

特に保存を必要とする樹木等を指定

【みどりの保全協定】

樹林の所有者と協定を締結して、市民憩いの森として市民に開放

【生け垣設置に関する助成】

生け垣の設置者に工事費の一部を助成

【新座市緑化推進協議会】

みどりの保全、緑化の推進に関する事項を協議するための協議会を設置

イ 新座グリーンスマイル基金

昭和63年(1988年)3月に市内における緑地の保全及び緑化の推進を図るため、「新座市みどりのまちづくり基金」を創設しました。

平成30年(2018年)4月からは、「新座グリーンスマイル基金」として引き継ぎ、市内における緑地の保全及び緑化の推進を図っています。

ウ 新座市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

生産緑地法の一部改正により生産緑地地区に指定するための面積要件を条例で引き下げることができるようになりました。

本市でも、都市農地が有する緑地機能、防災機能等の多面的な機能の向上を図り、良好な都市環境を形成するため、これまでの500㎡以上から300㎡以上に引下げを行いました。

② ボランティア活動等

ア 新座市グリーンサポーター

「木もれ日がさす美しい雑木林」を守り育て、郷土意識の醸成、生涯学習の充実といった側面からも雑木林の管理・活用を足場としたパートナーシップの制度化を目的として市民ボランティア、行政等により組織した「新座市グリーンサポーター」を平成14年（2002年）1月に設立し、市内の雑木林の管理を行い、従来の行政の枠を超えた雑木林管理組織体制の確立を目指しています。

イ 新座市緑の保全巡視員

市内の緑地内の動植物の持ち出し、植物の採掘、ごみ等の不法投棄等を防止し、市民一体となって緑地を保全するため、妙音沢緑地及び野寺三丁目保全緑地においてボランティアによる巡視等を行っています。

ウ 公園ボランティア

地域に密着した公園づくりを目指して、公園は地域の方々の財産であるとの考えのもと、次のボランティアの方々による公園維持管理活動を行っています。

- (ア) 新座市公園トレクリーンキーパー
- (イ) 新座市公園低木・生け垣刈り込みサポーター
- (ウ) 新座市公園パートナー「花の広場」
- (エ) 新座市小規模公園管理サポーター

③ その他

ア 新座駅南口公園ふれあい花壇事業

小学校の児童、PTAの方々との協力を得て、新座駅南口公園の花壇に季節の草花を植栽しています。

イ 親子木工教室

市内在住の小学生とその保護者を対象に、雑木林の維持管理活動で発生した間伐材等を利用して自由に工作をする「親子木工教室」を実施しています。

ウ 妙音沢緑地クリーンアップ作戦

ボランティア団体、町内会、市内造園業者、近隣住民等の協力を得て、妙音沢特別緑地保全地区内の不法投棄物を撤去する清掃イベントを実施しています。

エ 新座っ子ぱわーあっぷくらぶにおける活動「森の子くらぶ」

子どもたちの生きる力を育むため、学校教育林を会場として、不足しがちな自然体験や体験活動を行う機会を提供しています。

市民意向調査

(5) 市民アンケート

① 目的

本計画の改定に当たり、市民の皆様が日頃からみどりに関してどのように考え、感じているかを把握し、計画に反映させることを目的として、アンケートによる市民意向調査を行いました。

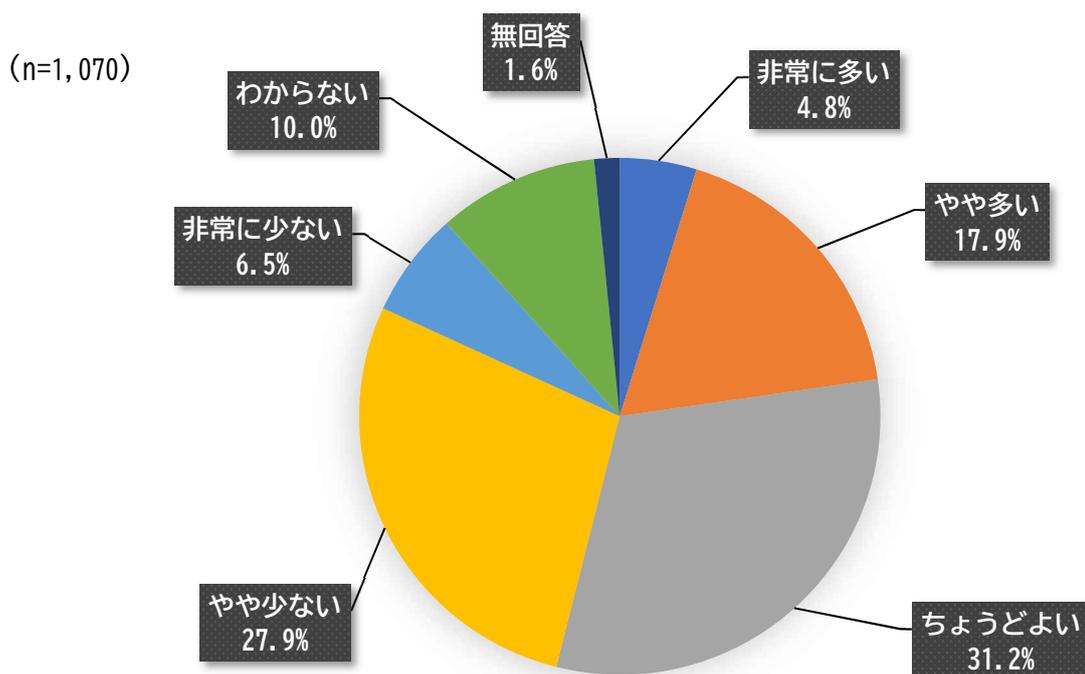
② 調査概要

項目	内容
調査時期	令和元年（2019年）9月26日～同年11月30日
調査対象	満16歳以上の市民から2,900名を無作為抽出
調査方法	郵便配布回収
回収数 (回収率)	1,070件（36.9%） 新座市の人口165,372人（平成31年（2019年）4月1日現在）に対する必要回答数は、384票（サンプリング誤差0.05、信頼度95%の正規分布値1.96とする）であり、必要回答数を満たしています。
注意事項	割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合があります。

③ 調査結果

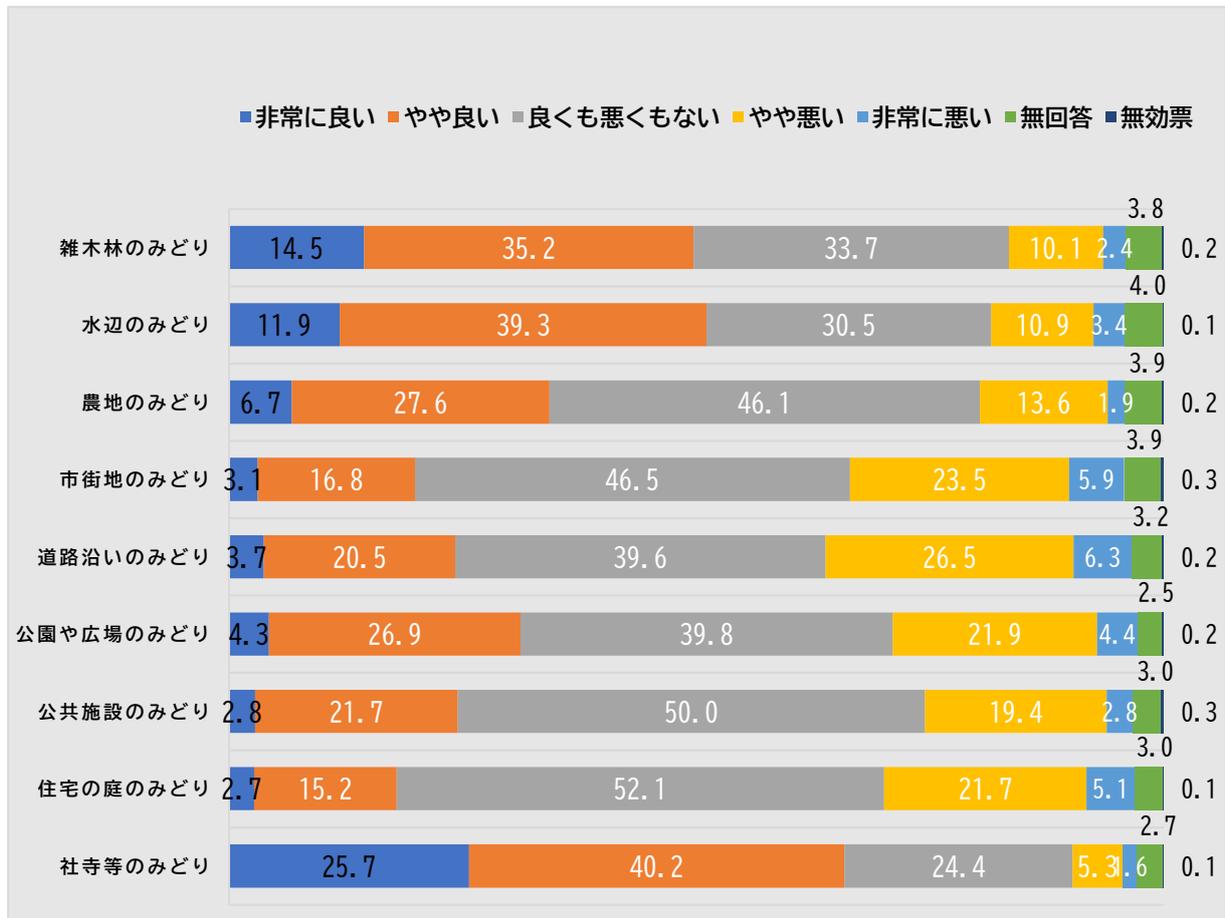
ア 新座市のみどりの量について

本市のみどりの量について、多いと感じている方（「非常に多い」と「やや多い」の合計）は22.7%、少ないと感じている方（「やや少ない」と「非常に少ない」の合計）は34.4%で、少ないと感じている方が10ポイント以上多くなっています。



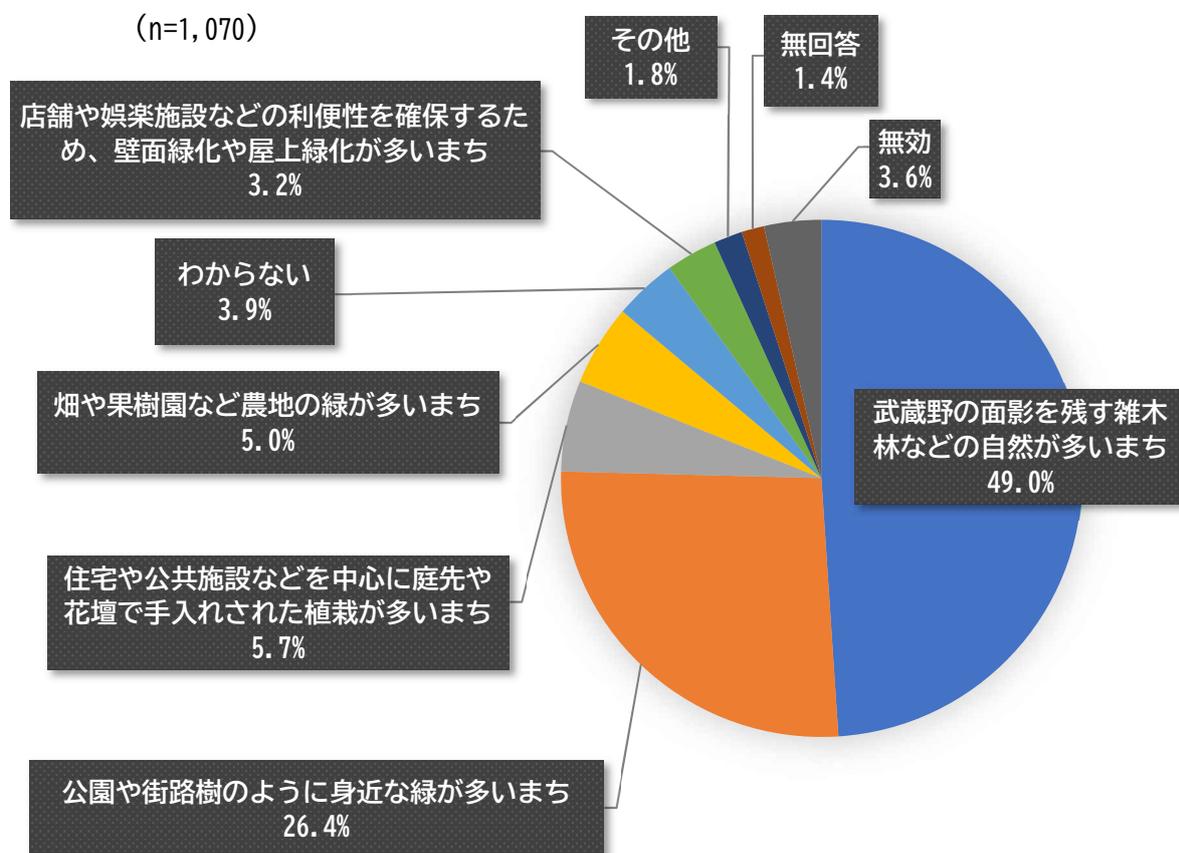
イ 場所ごとに見たみどりの印象について

場所ごとに見たみどりの印象については、「社寺等のみどり」について良い印象（「非常に良い」と「やや良い」の合計）を持っている方が 65.9%、「雑木林のみどり」と「水辺のみどり」でも、半数近くの方が、良い印象（「非常に良い」と「やや良い」の合計）を持たれている一方で、「市街地のみどり」と「住宅の庭のみどり」では、良い印象を持たれている方の割合（「非常に良い」と「やや良い」の合計）が、20.0%未満という結果となりました。



ウ 希望するみどりの将来像

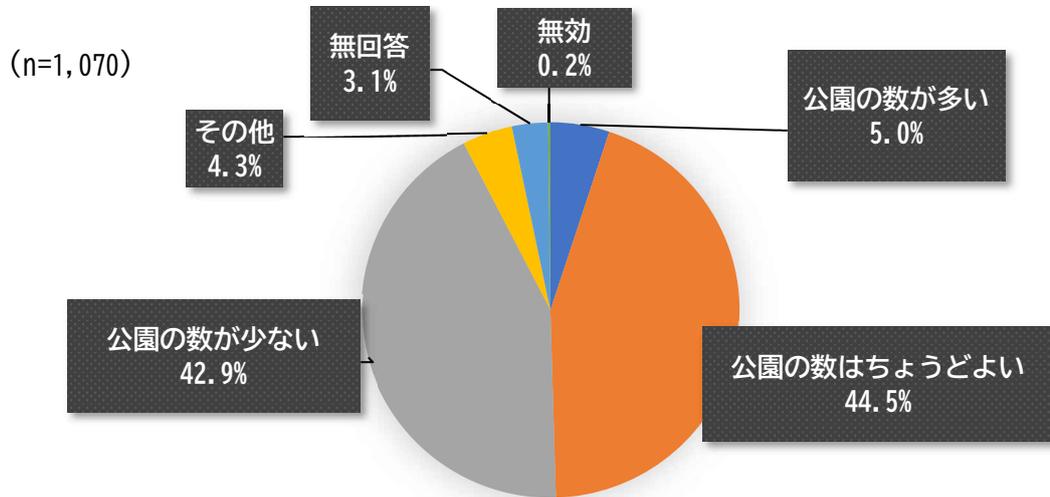
希望するみどりの将来像については、「武蔵野の面影を残す雑木林などの自然が多いまち」が最も多く49.0%で、次いで「公園や街路樹のように身近なみどりが多いまち」が26.4%となっています。



エ 身近な公園の数

身近な公園の数については、「公園の数はちょうどよい」が最も多く 44.5%で、次いで「公園の数が少ない」が 42.9%、「公園の数が多い」が 5.0%などとなっています。

また、「その他」の意見の中には、「数が多いが小さい」など規模の大きい公園の不足をあげる意見が目立ちました。

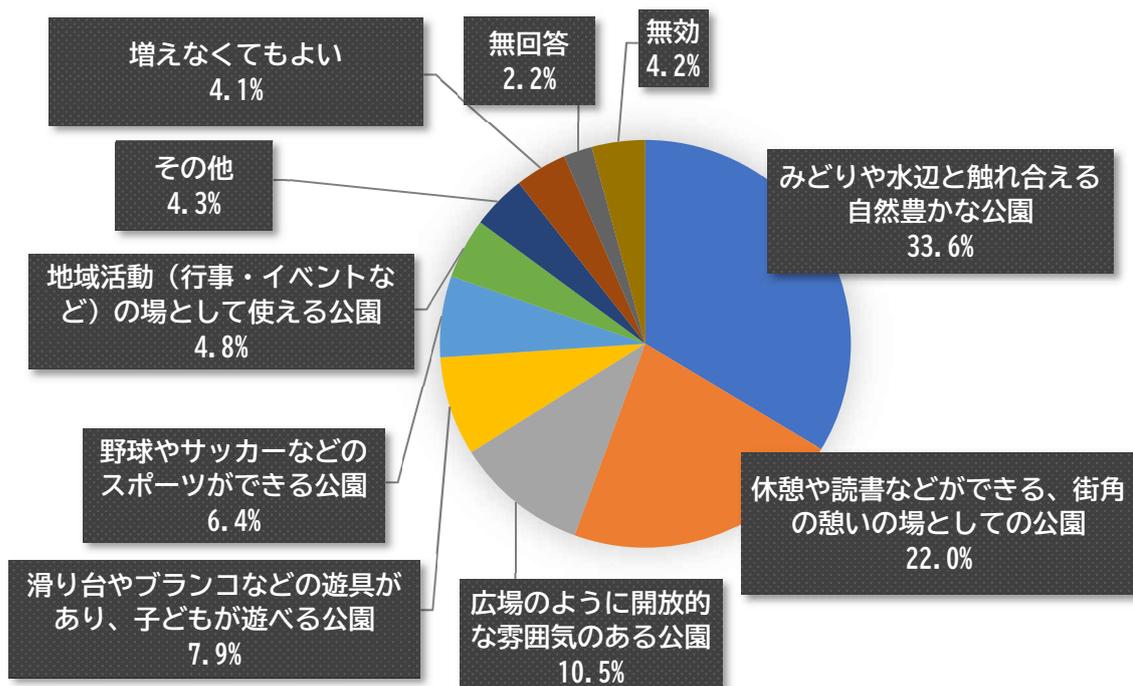


オ 今後、増えてほしい公園

今後、増えてほしい公園については、「みどりや水辺と触れ合える自然豊かな公園」が最も多く 33.6%で、次いで「休憩や読書などができる、街角の憩いの場としての公園」が 22.0%、「広場のように開放的な雰囲気のある公園」が 10.5%などとなっています。

また、「その他」の意見の中には、スポーツやバーベキューなどができる大規模な公園を望む意見がありました。

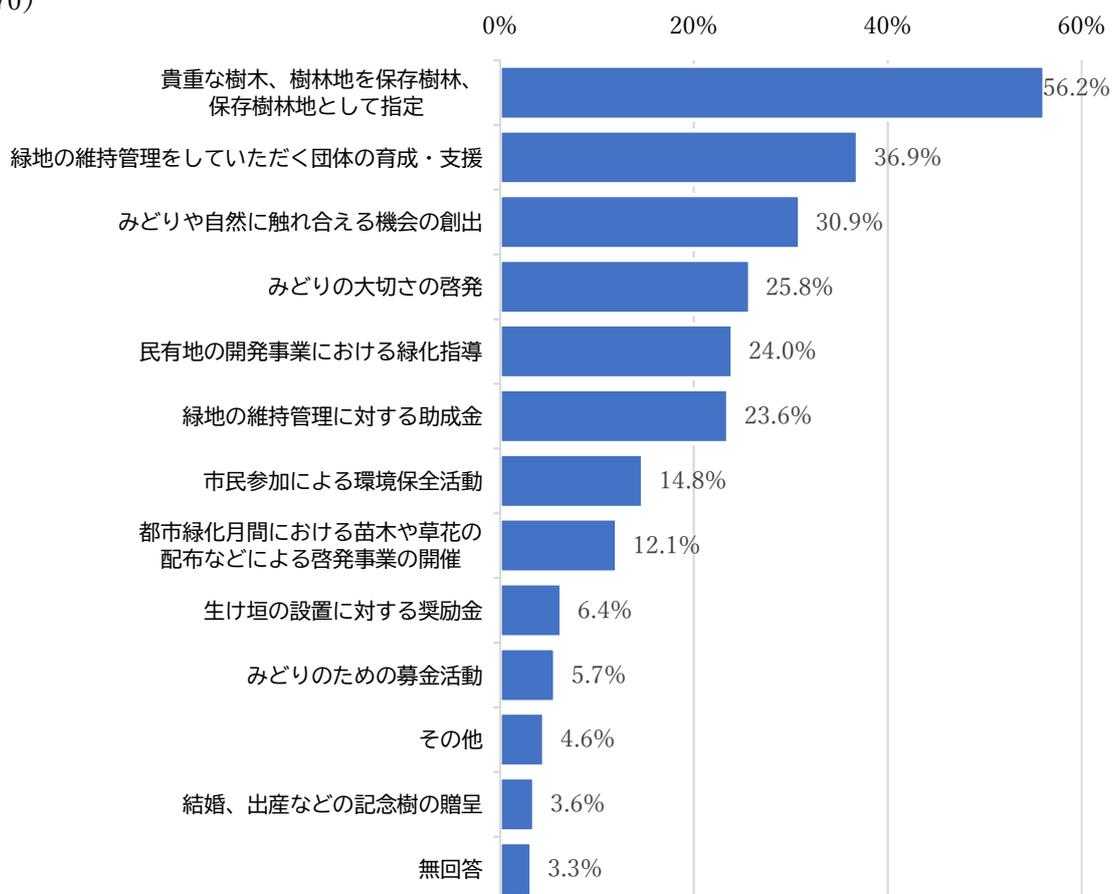
(n=1,070)



カ 今後、みどりの保全や緑化の推進に関して重要だと思う施策

今後、みどりの保全や緑化の推進に関して重要だと思う施策としては、「貴重な樹木、樹林地を保存樹林、保存樹林地として指定」が最も多く 56.2%（回答者数 1,070 人に対する割合）で、次いで「緑地の維持管理をしていただく団体の育成・支援」が 36.9%（同）、「みどりや自然に触れ合える機会の創出」が 30.9%（同）、「みどりの大切さの啓発」が 25.8%（同）などとなっています。

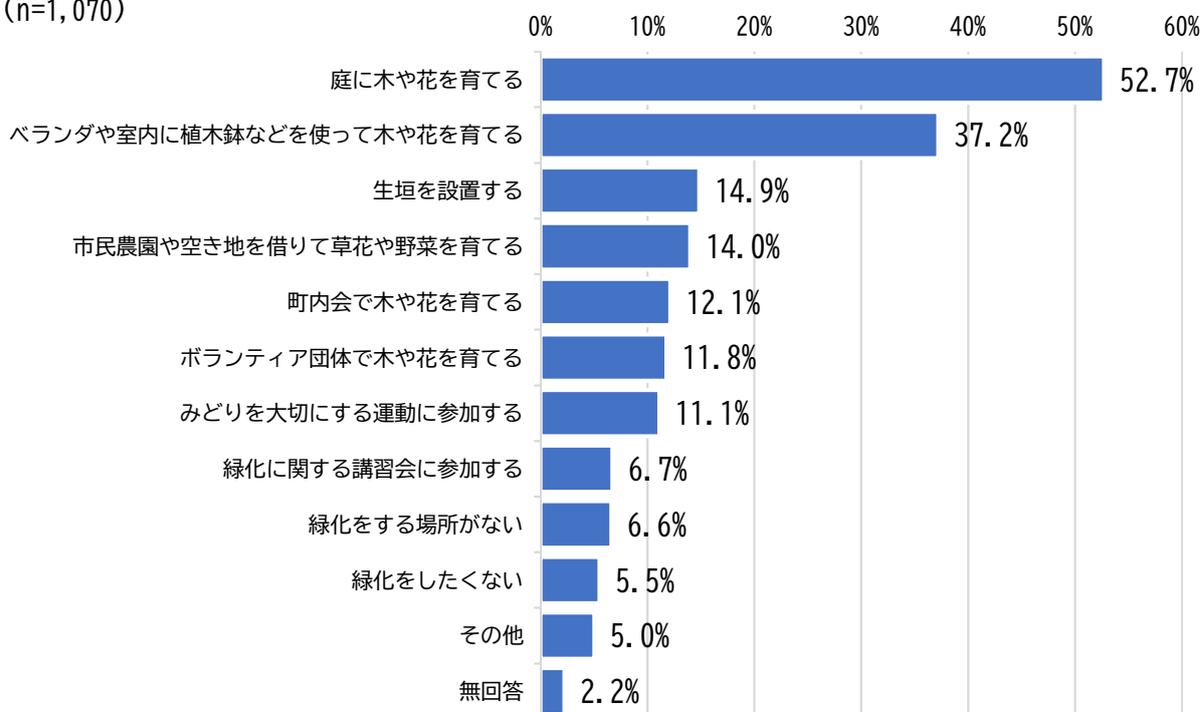
(n=1,070)



キ 緑化の推進に関して、今取り組んでいる、又は取り組みたい活動

緑化の推進に関して、今取り組んでいる、又は取り組みたい活動としては、「庭に木や花を育てる」が最も多く 52.7%で、次いで「バルコニーや室内に植木鉢などを使って木や花を育てる」が 37.2%となっています。

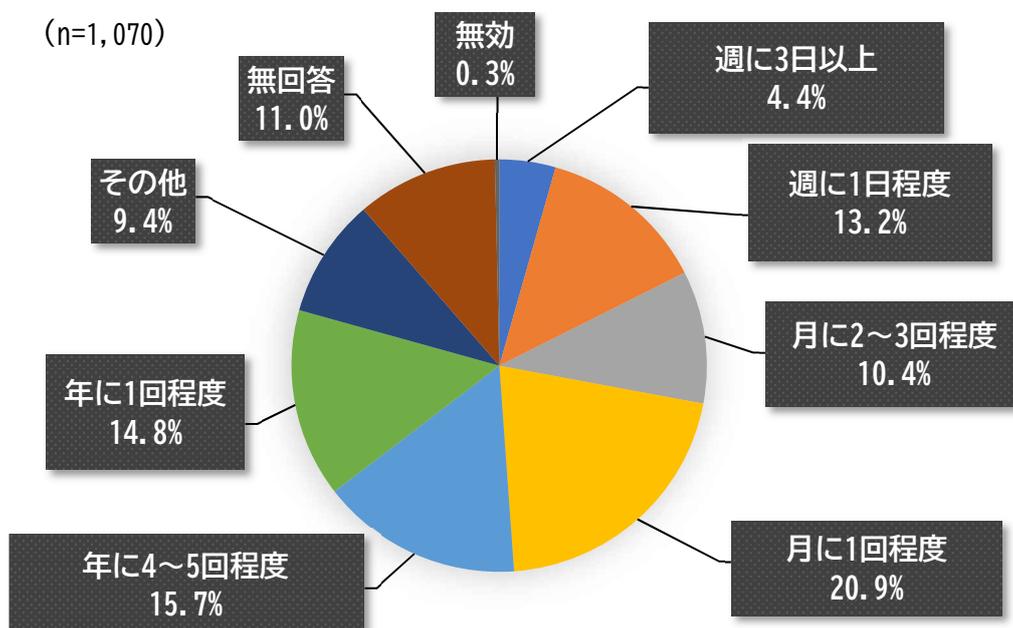
(n=1,070)



ク 緑化の推進に関して、取り組んでいる、又は取り組みたい活動の頻度

緑化の推進に関して、取り組んでいる、又は取り組みたい活動の頻度としては、「月に1回程度」が最も多く 20.9%で、次いで「年に4~5回程度」が 15.7%、「年に1回程度」が 14.8%、「週に1日程度」が 13.2%などとなっています。

(n=1,070)



(6) 保育施設、教育施設、福祉団体へのアンケート

前計画では学校の児童を対象としたアンケートを行いましたが、本計画の改定に当たっては公園や緑地を利用される、保育施設、教育施設、福祉団体（以下「公園利用団体等」という。）へのアンケートを実施しました。

① 調査概要

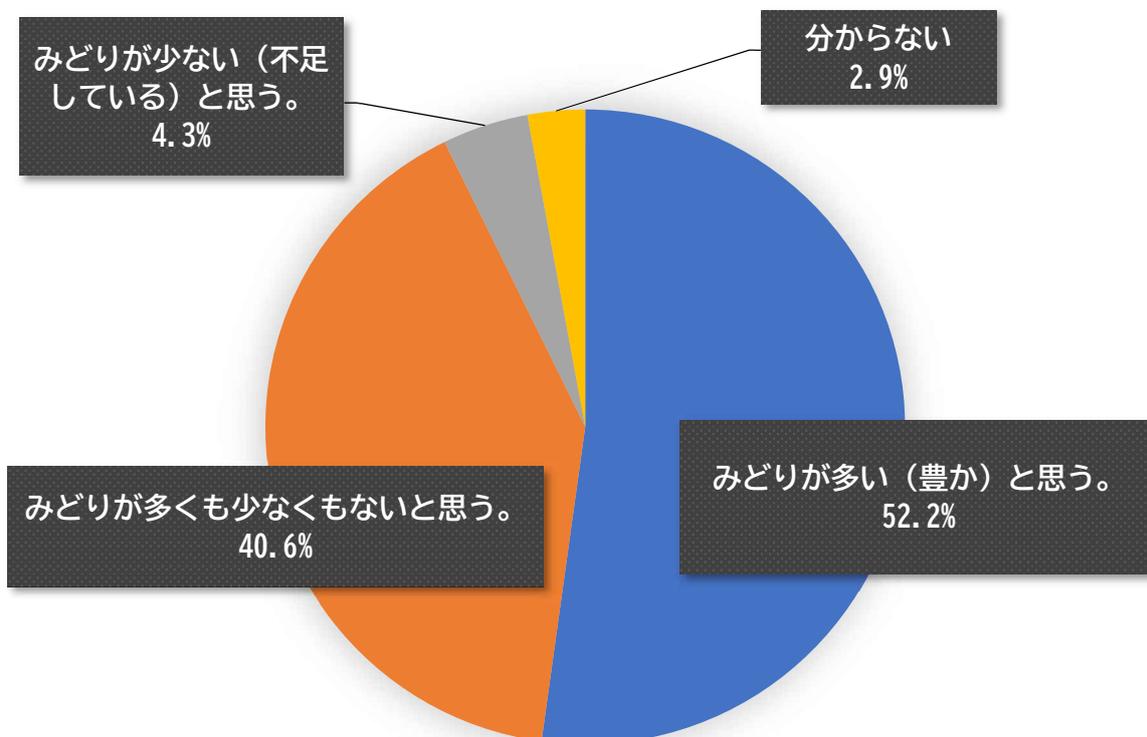
項目	内容
調査時期	令和元年（2019年）9月26日～同年11月30日
調査対象	市内の公園利用団体等から100団体を無作為抽出
調査方法	郵便配布回収
回収数（回収率）	69票（69.0%）
注意事項	割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合があります。

② 調査結果

ア 新座市のみどりの量について

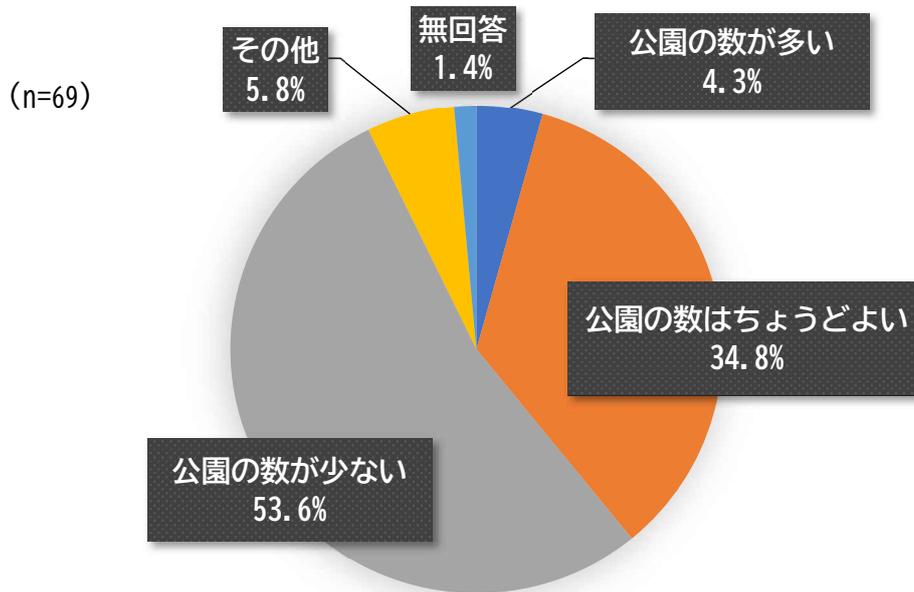
みどりの量については、「みどりが多い（豊か）と思う」が最も多く52.2%で、次いで「みどりが多くも少なくもないと思う」が40.6%となっています。

(n=69)



イ 利用している公園の数について

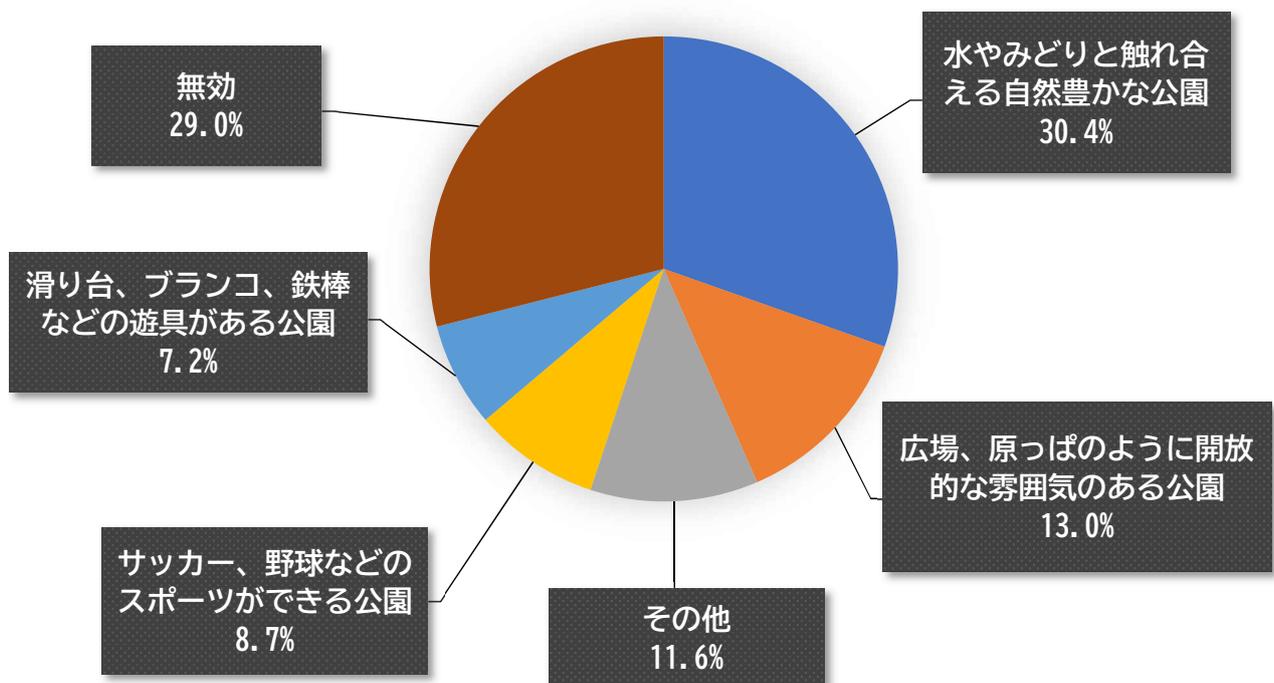
利用している公園や緑地の数については、「公園の数が少ない」が最も多く 53.6%で、次いで「公園の数はちょうどよい」が 34.8%となっています。



ウ 今後、増えてほしい公園について

今後、増えてほしい公園としては、「水やみどりと触れ合える自然豊かな公園」が最も多く 30.4%で、次いで「広場、原っぱのように開放的な雰囲気のある公園」が 13.0%、「サッカー、野球などのスポーツができる公園」が 8.7%などとなっています。

また、「その他」の内容としては「自然あふれる公園」や「子どもが安全に遊べる公園」などとなっています。



第3章 計画の達成状況と課題

3-1 前回からの比較

本計画の改定に当たり、緑地や市民の意向について前回策定時と今回改定時の比較を行いました。

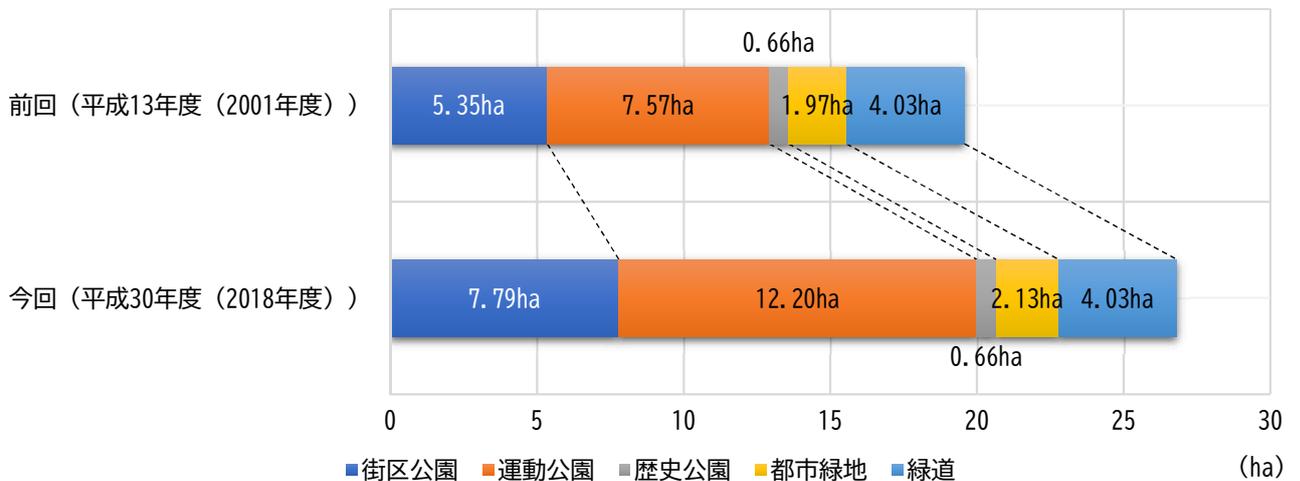
(1) 緑地の比較

① 施設緑地

ア 都市公園

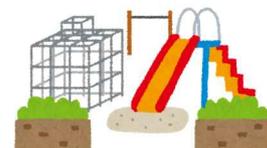
本市の都市公園の増減をみると、街区公園の整備と運動公園の整備を推進した結果、全体で7.23haの増加となりました。

	今回（平成30年度（2018年度））		前回（平成13年度（2001年度））		増減	
	箇所数	面積（ha）	箇所数	面積（ha）	箇所数	面積（ha）
街区公園	35	7.79	24	5.35	11	2.44
運動公園	1	12.20	1	7.57	0	4.63
歴史公園	1	0.66	1	0.66	0	0.00
都市緑地	6	2.13	5	1.97	1	0.16
緑道	2	4.03	2	4.03	0	0.00
計	45	26.81	33	19.58	12	7.23



前回策定時以降に新設された街区公園

公園名	所在地
栄二丁目ふれあい公園	栄二丁目9番地先
新堀二丁目ふれあい公園	新堀二丁目3番地先
西堀一丁目ふれあい公園	西堀一丁目9番地先
野火止上北ふれあい公園	野火止五丁目33-9番地先
野火止六丁目ふれあい公園	野火止六丁目4番地先
野火止ふるさと広場	野火止六丁目1-48番地先
野火止中心ふれあい広場	野火止七丁目7番地先
野火止七丁目公園	野火止七丁目9番地先
野火止七丁目ふれあい公園	野火止七丁目2番地先
野火止用水公園	野火止七丁目4番地先
畑中黒目川公園	畑中二丁目17-19番地先

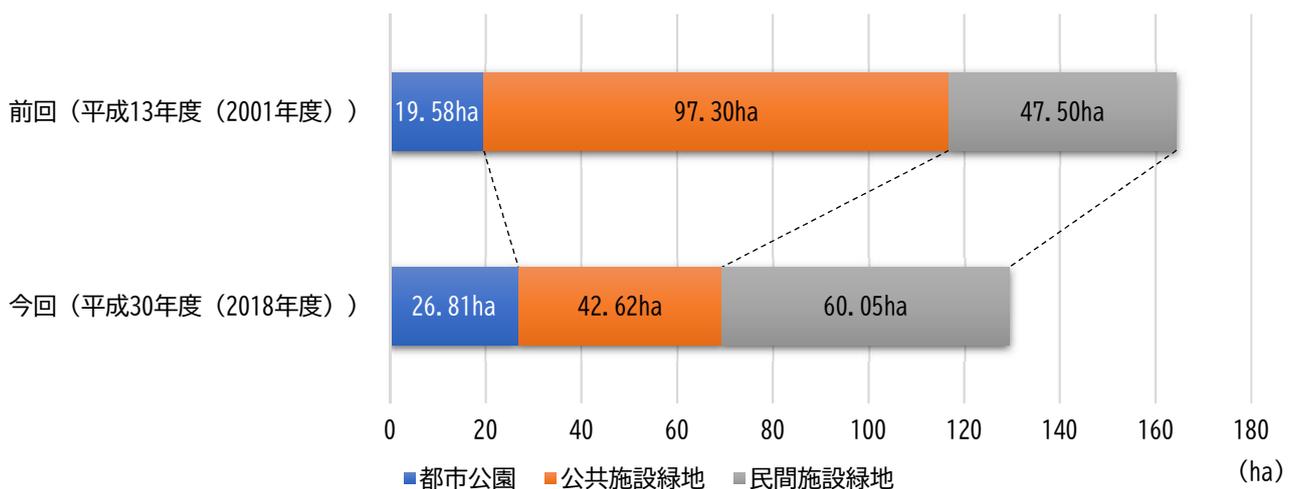


イ 施設緑地全体

施設緑地全体で比較すると、増加分は都市公園の 7.23ha 及び民間施設緑地の 12.55ha、減少分は公共施設緑地の 54.68ha で、合計 34.90ha の減少となっています。

なお、公共施設緑地が大幅に減少しているのは、前計画で公立学校の敷地面積を計上していたところ、今般の改定ではグラウンド面積の計上としたためです。また、前計画の公共施設緑地のか所数は準公園 65 か所、都市公園に含まれない児童遊園 36 か所を除いていたため、76 か所となっています。

	今回（平成30年度（2018年度））		前回（平成13年度（2001年度））		増減	
	箇所数	面積（ha）	箇所数	面積（ha）	箇所数	面積（ha）
都市公園	45	26.81	33	19.58	12	7.23
公共施設緑地	212	42.62	76	97.30	136	-54.68
民間施設緑地	25	60.05	26	47.50	-1	12.55
計	282	129.48	135	164.38	147	-34.90



前回の面積を、今回と同様の方法で集計した場合、下表のとおりとなっています。

【施設緑地面積】

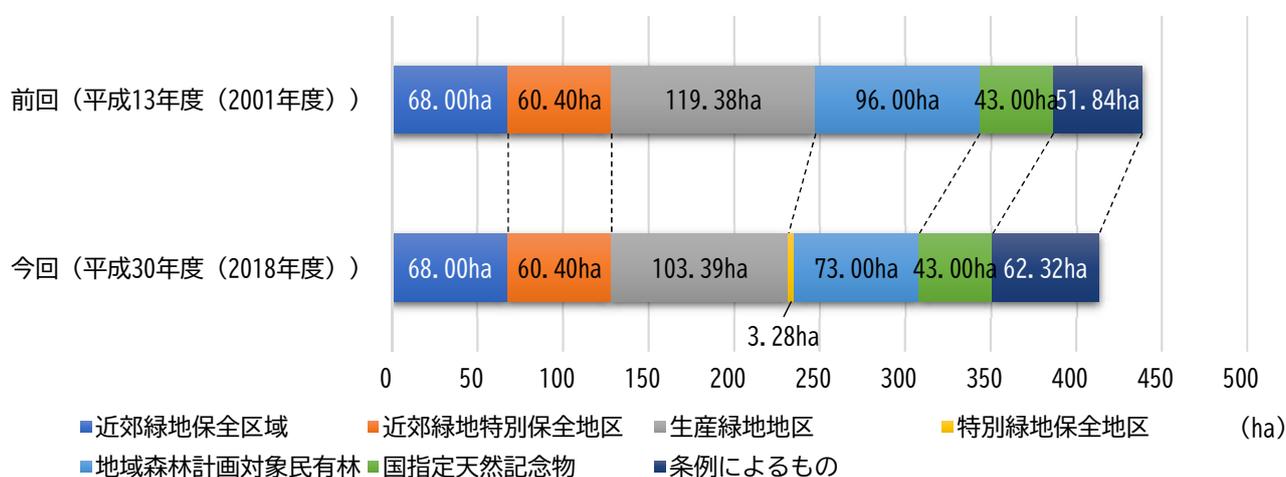
	今回（平成 30（2018）年度）	前回（平成 13（2001）年度）	増減
都市公園	26.81	19.58	7.23
公共施設緑地	42.62	43.65	-1.03
民間施設緑地	60.05	59.09	0.96
計	129.48	122.32	7.16

② 地域制緑地

地域制緑地の比較では、凍結的な保全が行われている近郊緑地保全区域と近郊緑地特別保全地区、国指定天然記念物に変化はありませんでしたが、生産緑地地区では15.99ha、地域森林計画対象民有林でも23.00haの減少となりました。

その一方で、条例によるものでは10.48haの増加となりましたが、全体では、43.29haの減少となりました。

	今回（平成30年度（2018年度））		前回（平成13年度（2001年度））		増減	
	箇所数	面積（ha）	箇所数	面積（ha）	箇所数	面積（ha）
近郊緑地保全区域	1	68.00	1	68.00	0	0.00
近郊緑地特別保全地区	1	60.40	1	60.40	0	0.00
生産緑地地区	271	103.39	267	119.38	4	-15.99
特別緑地保全地区	1	3.28			1	3.28
地域森林計画対象民有林		73.00		96.00		-23.00
国指定天然記念物	1	43.00	1	43.00	0	0.00
法によるもの 計	275	351.07	270	386.78	5	-35.71
条例によるもの	30	62.32	24	51.84	6	10.48
小計	305	413.39	294	438.62	11	-25.23
地域制緑地間の重複		228.29		210.23		
合計		185.10		228.39		-43.29



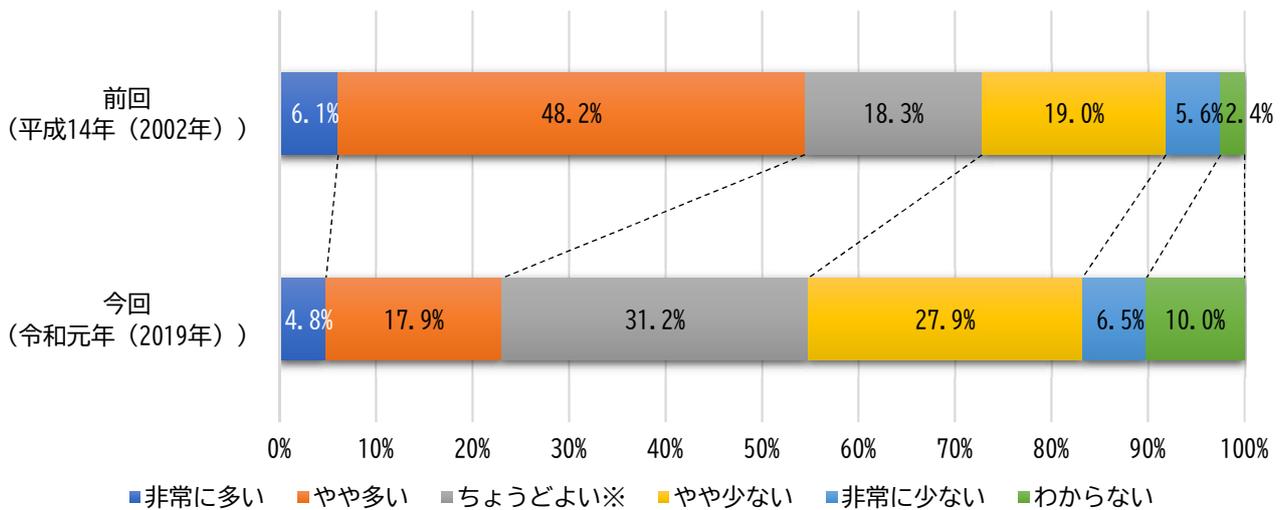
(2) 市民意向の比較

① みどりの量に対する印象

本市のみどりの量の印象にお尋ねしたところ、「非常に多い」と回答した方は 1.3 ポイントの減少、「やや多い」と回答した方は 30.3 ポイントの減少であり、多いと回答した方の割合（「非常に多い」と「やや多い」の合計）は、31.6 ポイントの減少となりました。また、少ないと回答した方の割合（「やや少ない」と「非常に少ない」の合計）は 9.8 ポイントの増加となりました。

選択肢	今回 (令和元年(2019年))	前回 (平成14年(2002年))	増減	
非常に多い	4.8%	6.1%	-1.3ポイント	-31.6ポイント
やや多い	17.9%	48.2%	-30.3ポイント	
ちょうどよい※	31.2%	18.3%	+12.9ポイント	
やや少ない	27.9%	19.0%	+8.9ポイント	+9.8ポイント
非常に少ない	6.5%	5.6%	+0.9ポイント	
わからない	10.0%	2.4%	+7.6ポイント	

※ 前回の選択肢では、「どちらともいえない」となっています。



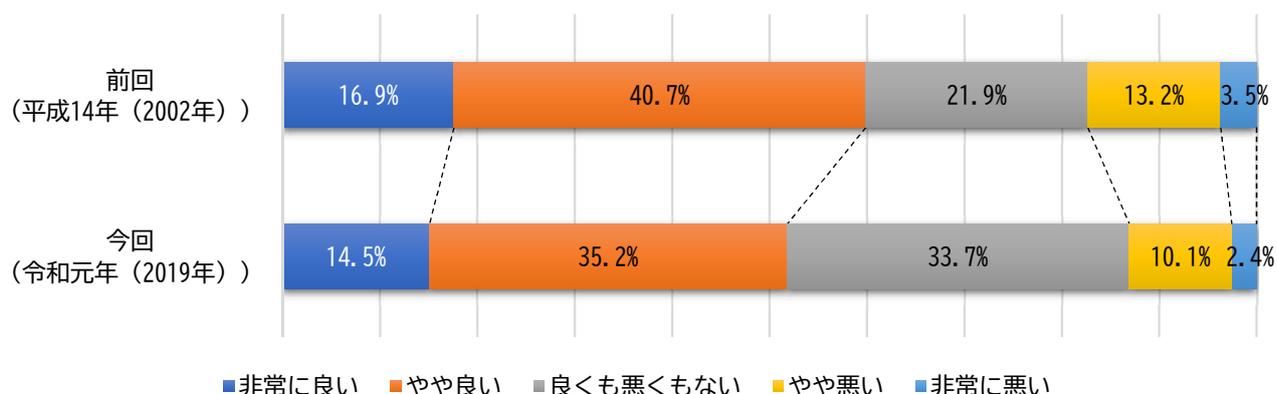
② 場所ごとに見たみどりの印象の比較

ア 雑木林の印象

良いと回答した方の割合（「非常に良い」と「やや良い」の合計）は7.9ポイントの減少となりました。また、悪いと回答した方の割合（「やや悪い」と「非常に悪い」の合計）も4.2ポイントの減少となっています。

選択肢 (前回策定時)	今回 (令和元年(2019年))	前回 (平成14年(2002年))	増減	
非常に良い(よい)	14.5%	16.9%	-2.4ポイント	-7.9ポイント
やや良い(まあまあよい)	35.2%	40.7%	-5.5ポイント	
良くも悪くもない(どちらともいえない)	33.7%	21.9%	+11.8ポイント	
やや悪い(やや悪い)	10.1%	13.2%	-3.1ポイント	-4.2ポイント
非常に悪い(悪い)	2.4%	3.5%	-1.1ポイント	

※カッコ内は前回アンケートの選択肢です

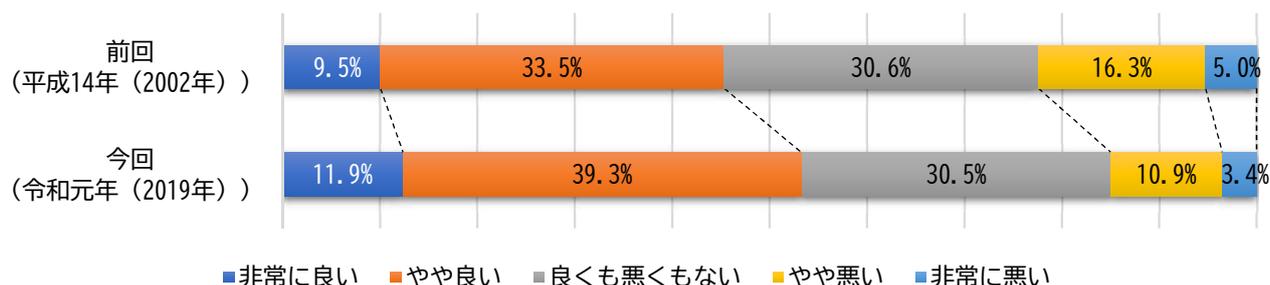


イ 水辺のみどりの印象

水辺のみどりの印象の変化は、良いと回答した方の割合（「非常に良い」と「やや良い」の合計）は8.2ポイントの増加となりました。また、悪いと回答した方の割合（「やや悪い」と「非常に悪い」の合計）は7.0ポイントの減少となり、全体として良い印象が増加しています。

選択肢 (前回策定時)	今回 (令和元年(2019年))	前回 (平成14年(2002年))	増減	
非常に良い(よい)	11.9%	9.5%	+2.4ポイント	+8.2ポイント
やや良い(まあまあよい)	39.3%	33.5%	+5.8ポイント	
良くも悪くもない(どちらともいえない)	30.5%	30.6%	-0.1ポイント	
やや悪い(やや悪い)	10.9%	16.3%	-5.4ポイント	-7.0ポイント
非常に悪い(悪い)	3.4%	5.0%	-1.6ポイント	

※カッコ内は前回アンケートの選択肢です

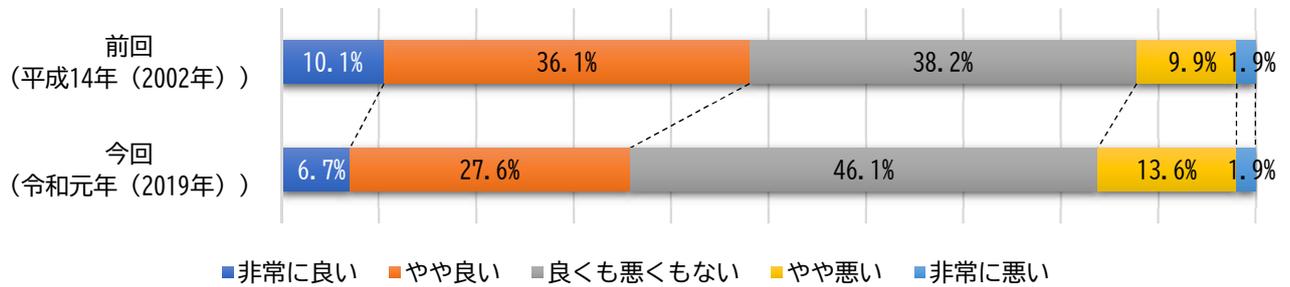


ウ 畑や果樹園などの農地のみどりの印象

畑や果樹園などの農地のみどりの印象の変化は、良いと回答した方の割合（「非常に良い」と「やや良い」の合計）は11.9ポイントの減少となりました。また、悪いと回答した方の割合（「やや悪い」と「非常に悪い」の合計）は3.7ポイントの増加となり、全体的に悪い印象が増加しています。

選択肢 (前回策定時)	今回 (令和元年(2019年))	前回 (平成14年(2002年))	増減	
非常に良い(よい)	6.7%	10.1%	-3.4ポイント	-11.9ポイント
やや良い(まあまあよい)	27.6%	36.1%	-8.5ポイント	
良くも悪くもない(どちらともいえない)	46.1%	38.2%	+7.9ポイント	
やや悪い(やや悪い)	13.6%	9.9%	+3.7ポイント	+3.7ポイント
非常に悪い(悪い)	1.9%	1.9%	0.0ポイント	

※カッコ内は前回アンケートの選択肢です

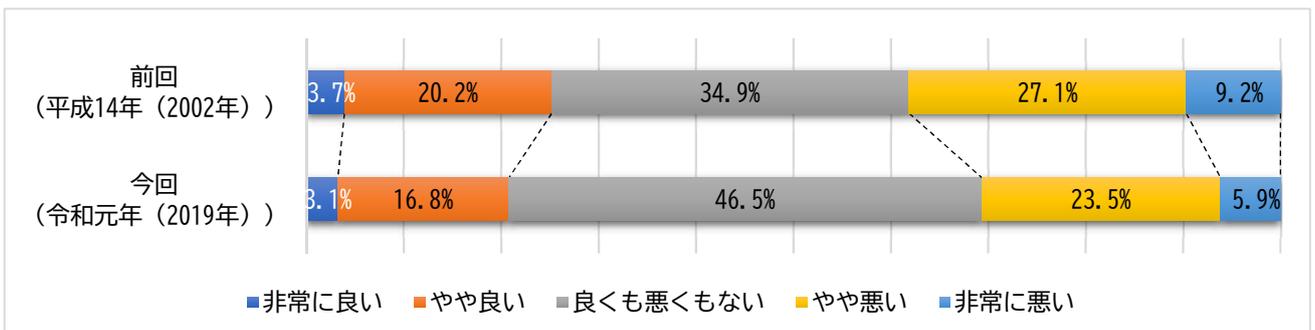


エ 市街地のみどりの印象

市街地のみどりの印象の変化は、良いと回答した方の割合（「非常に良い」と「やや良い」の合計）は4.0ポイントの減少となりました。また、悪いと回答した方の割合（「やや悪い」と「非常に悪い」の合計）も6.9ポイントの減少となりました。

選択肢 (前回策定時)	今回 (令和元年(2019年))	前回 (平成14年(2002年))	増減	
非常に良い(よい)	3.1%	3.7%	-0.6ポイント	-4.0ポイント
やや良い(まあまあよい)	16.8%	20.2%	-3.4ポイント	
良くも悪くもない(どちらともいえない)	46.5%	34.9%	+11.6ポイント	
やや悪い(やや悪い)	23.5%	27.1%	-3.6ポイント	-6.9ポイント
非常に悪い(悪い)	5.9%	9.2%	-3.3ポイント	

※カッコ内は前回アンケートの選択肢です

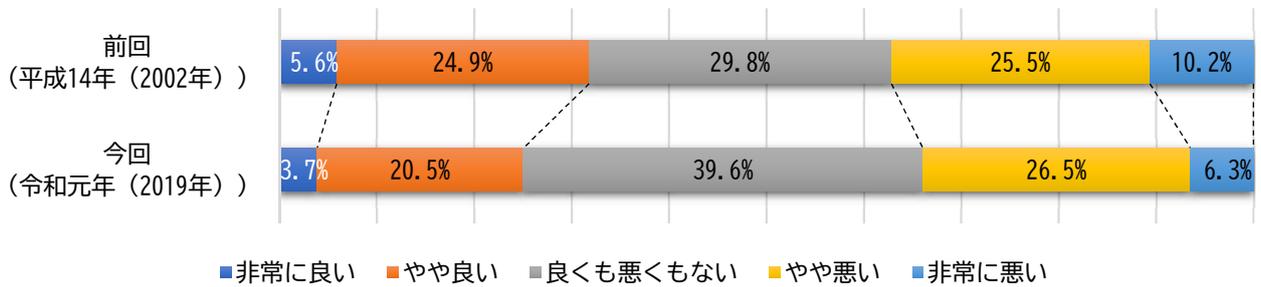


オ 道路沿い（街路樹）のみどりの印象

道路沿い（街路樹）のみどりの印象の変化は、良いと回答した方の割合（「非常に良い」と「やや良い」の合計）は6.3ポイントの減少となりました。また、悪いと回答した方の割合（「やや悪い」と「非常に悪い」の合計）も2.9ポイントの減少となりました。

選択肢 (前回策定時)	今回 (令和元年(2019年))	前回 (平成14年(2002年))	増減	
非常に良い(よい)	3.7%	5.6%	-1.9ポイント	-6.3ポイント
やや良い(まあまあよい)	20.5%	24.9%	-4.4ポイント	
良くも悪くもない(どちらともいえない)	39.6%	29.8%	+9.8ポイント	
やや悪い(やや悪い)	26.5%	25.5%	+1.0ポイント	-2.9ポイント
非常に悪い(悪い)	6.3%	10.2%	-3.9ポイント	

※カッコ内は前回アンケートの選択肢です

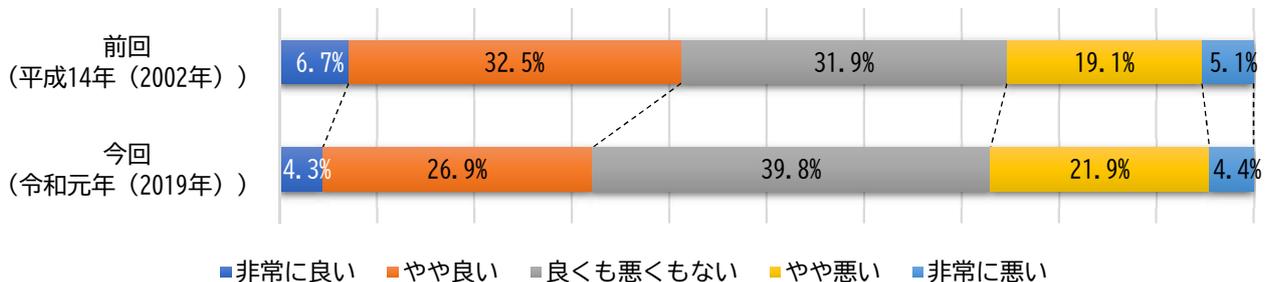


カ 公園や広場のみどりの印象

公園や広場のみどりの印象の変化は、良いと回答した方の割合（「非常に良い」と「やや良い」の合計）は8.0ポイントの減少となりました。また、悪いと回答した方の割合（「やや悪い」と「非常に悪い」の合計）は2.1ポイントの増加となり、全体的に悪い印象が増加しています。

選択肢 (前回策定時)	今回 (令和元年(2019年))	前回 (平成14年(2002年))	増減	
非常に良い(よい)	4.3%	6.7%	-2.4ポイント	-8.0ポイント
やや良い(まあまあよい)	26.9%	32.5%	-5.6ポイント	
良くも悪くもない(どちらともいえない)	39.8%	31.9%	+7.9ポイント	
やや悪い(やや悪い)	21.9%	19.1%	+2.8ポイント	+2.1ポイント
非常に悪い(悪い)	4.4%	5.1%	-0.7ポイント	

※カッコ内は前回アンケートの選択肢です

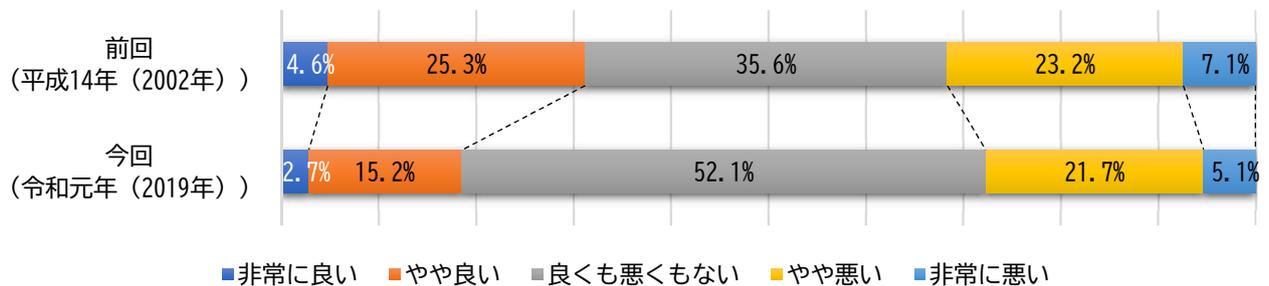


キ 住宅の庭のみどりの印象

住宅の庭のみどりの印象の変化は、良いと回答した方の割合（「非常に良い」と「やや良い」の合計）は 12.0ポイントの減少となりました。また、悪いと回答した方の割合（「やや悪い」と「非常に悪い」の合計）は 3.5ポイントの減少となりました。

選択肢 (前回策定時)	今回 (令和元年(2019年))	前回 (平成14年(2002年))	増減	
非常に良い(よい)	2.7%	4.6%	-1.9ポイント	-12.0ポイント
やや良い(まあまあよい)	15.2%	25.3%	-10.1ポイント	
良くも悪くもない(どちらともいえない)	52.1%	35.6%	+16.5ポイント	
やや悪い(やや悪い)	21.7%	23.2%	-1.5ポイント	-3.5ポイント
非常に悪い(悪い)	5.1%	7.1%	-2.0ポイント	

※カッコ内は前回アンケートの選択肢です

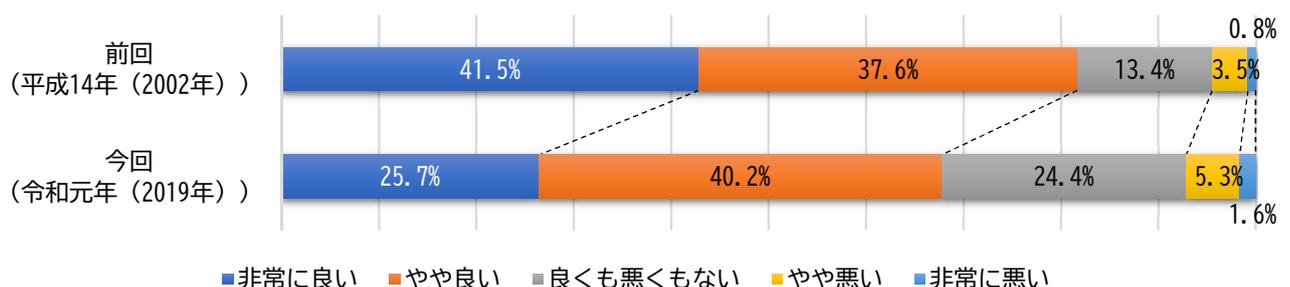


ク 社寺等の歴史的なみどりの印象

本市を代表するみどりである社寺等の歴史的なみどりの印象の変化は、良いと回答した方の割合（「非常に良い」と「やや良い」の合計）は 13.2ポイントの減少となりました。また、悪いと回答した方の割合（「やや悪い」と「非常に悪い」の合計）は 2.6ポイントの増加となり、全体的に悪い印象が増加しています。

選択肢 (前回策定時)	今回 (令和元年(2019年))	前回 (平成14年(2002年))	増減	
非常に良い(よい)	25.7%	41.5%	-15.8ポイント	-13.2ポイント
やや良い(まあまあよい)	40.2%	37.6%	+2.6ポイント	
良くも悪くもない(どちらともいえない)	24.4%	13.4%	+11.0ポイント	
やや悪い(やや悪い)	5.3%	3.5%	+1.8ポイント	+2.6ポイント
非常に悪い(悪い)	1.6%	0.8%	+0.8ポイント	

※カッコ内は前回アンケートの選択肢です

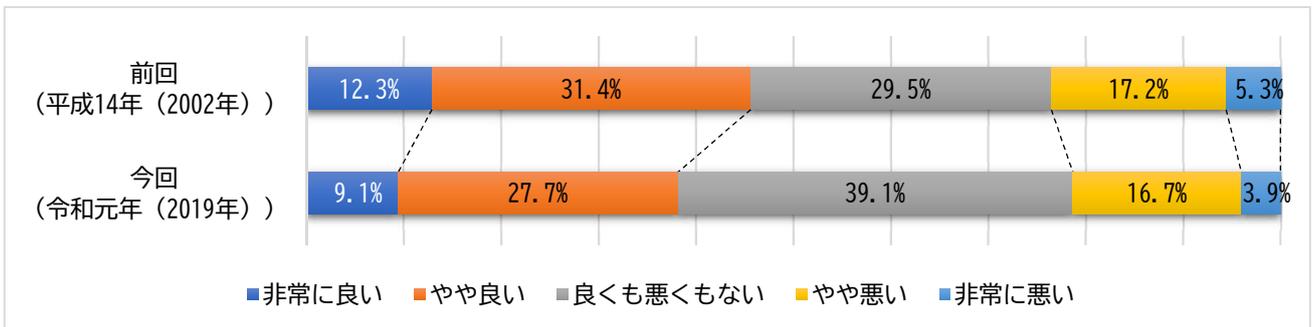


ケ 場所ごとに見たみどりの印象の集計

場所ごとに見たみどりの印象を集計すると、良いと回答した方の割合（「非常に良い」と「やや良い」の合計）は6.9ポイントの減少となりました。また、悪いと回答した方の割合（「やや悪い」と「非常に悪い」の合計）は1.9ポイントの減少となり、全体的にみると「良くも悪くもない」が9.6ポイントの増加となっています。

選択肢 (前回策定時)	今回 (令和元年(2019年))	前回 (平成14年(2002年))	増減	
非常に良い(よい)	9.1%	12.3%	-3.2ポイント	-6.9ポイント
やや良い(まあまあよい)	27.7%	31.4%	-3.7ポイント	
良くも悪くもない(どちらともいえない)	39.1%	29.5%	+9.6ポイント	
やや悪い(やや悪い)	16.7%	17.2%	-0.5ポイント	-1.9ポイント
非常に悪い(悪い)	3.9%	5.3%	-1.4ポイント	

※カッコ内は前回アンケートの選択肢です



3-2 計画目標の達成状況

前計画で設定した数値目標の達成状況について評価を行いました。

(1) 緑地確保の目標

① 市街化区域における緑地確保の目標

前計画における目標値は 195.00ha でしたが、平成 30 年度（2018年度）末時点の市街化区域の緑地面積は 155.23ha であり、達成率は 79.6%となっています。

現況（平成30年度（2018年度）末時点）	目標（令和2年（2020年））	達成状況
155.23 ha	195.00 ha	79.6%

0% 100%

② 都市計画区域における緑地確保の目標

前計画における目標値は 456.00ha でしたが、平成 30 年度（2018年度）末時点の都市計画区域の緑地面積は 314.58ha であり、達成率は 69.0%となっています。

現況（平成30年度（2018年度）末時点）	目標（令和2年（2020年））	達成状況
314.58 ha	456.00 ha	69.0%

0% 100%

③ 都市計画区域における市内の雑木林（山林）の確保目標

前計画における目標値は 100.00ha でしたが、平成 30 年度（2018年度）末時点の山林面積は 85.73ha であり、達成率は 85.7%となっています。

現況（平成30年度（2018年度）末時点）	目標（令和2年（2020年））	達成状況
85.73 ha	100.00 ha	85.7%

0% 100%

(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標

① 都市公園の一人当たりの面積

前計画における目標値は 2.00 m²/人でしたが、平成 30 年度（2018年度）末時点の都市公園の一人当たりの面積は 1.62 m²/人であり、達成率は 81.0%となっています。

現況（平成30年度（2018年度）末時点）	目標（令和2年（2020年））	達成状況
1.62 m ² /人	2.00 m ² /人	81.1%

0% 100%

② 都市公園等の一人当たりの面積

都市公園等（都市公園と公共施設緑地の合計）の一人当たりの面積は、4.20 m²/人であり、達成率は 42.0%となっています。

なお、都市公園等の一人当たりの面積の達成率が著しく低いのは、今般改正では公立学校のグラウンド面積のみ計上しているためです。

現況（平成30年度（2018年度）末時点）	目標（令和2年（2020年））	達成状況
4.20 m ² /人	10.00 m ² /人	42.0%

0% 100%

3-3 みどりの課題

(1) 施策から見た課題

① みどりの保全に関する課題

- ◇「緑地等の面的保全」として、自然的土地利用である山林、原野、農地の保全
- ◇「緑地等の維持管理」の徹底

本市では、平成16年(2004年)2月に栄一丁目地区にある約3.28haの斜面林を都市緑地法に基づく「妙音沢特別緑地保全地区」に指定して緑地等の保全に努めていますが、緑地等の保全状況は、前回策定時(平成13年度(2001年度))は17.22%の緑地率であったところ、平成30年度(2018年度)には13.79%へ減少しています。

また、本市を代表するみどりである雑木林の面積も、相続に伴う売却などにより、平成15年(2003年)の116.66haから85.73haに減少しています。

市民意向調査でも、「武蔵野の面影を残す雑木林などの自然が多いまち」を望む割合が49.0%となっており、雑木林の保全が課題となっています。また、市街化が進む中で、雑木林のすぐ近くに住宅が立ち並ぶようになり、飛来する落ち葉の問題や手入れ不足などが問題となっています。

② みどり等の創出・整備に関する課題

- ◇「公園等の面的整備」の更なる整備
- ◇「公園等の質的向上」が求められており、遊具の整備などによる魅力ある公園づくり
- ◇「公園等の維持管理」の徹底

本市の都市公園は、平成30年度(2018年度)では前回策定時と比べて7.23ha増加しており、市民一人当たりの面積も、1.33㎡/人から1.62㎡/人へ増加しています。しかしながら、県の平均は6.96㎡/人であり、市の施策として都市公園の整備が着実に行われてはいるものの、まだ不十分であるといえます。

市民意向調査でも、「数は十分だが大きな公園が少ない」や「遊具のある公園が少ない」などの規模や施設面での御意見や「犬のフンが放置されている」などの管理面での御意見があります。

(2) 緑化活動に関する課題

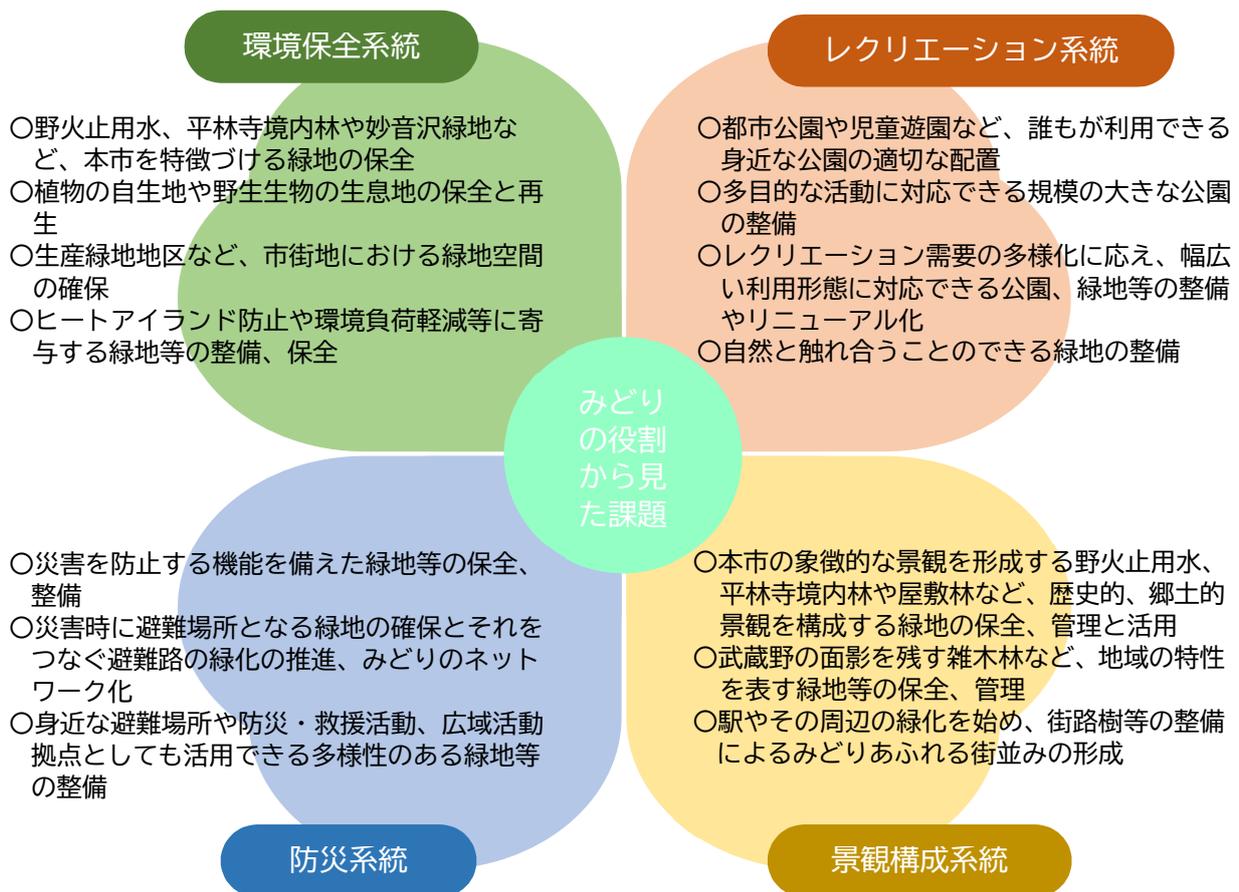
◇緑地の維持管理をする団体の育成・支援及び更なる推進

本市では、市内の雑木林等の管理を行い、従来の行政の枠を超えた雑木林管理組織体制の確立を目指して、平成14年（2002年）1月に「新座市グリーンサポーター」を設立し、多くの市民の方々に御協力を頂き、平成30年度（2018年度）までに665回開催し、延べ11,064名（設立前の11回、230名を含む）の方々に参加いただきました。

市民意向調査では、「今後、みどりの保全や緑化の推進に関して重要だと思う施策」について、「緑地の維持管理をしていただく団体の育成・支援」が14.9%と2位であり、更なる推進が求められています。

(3) みどりの役割から見た課題

みどりが都市において果たす役割を踏まえ、市内のみどりの現況を環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の各システムの視点から見た課題を整理します。



第4章 計画の基本方針と目標

4-1 基本理念

本市は、首都近郊に位置しながらも、平林寺境内林を始め、柳瀬川や黒目川、野火止用水などの豊かな自然環境と歴史的文化遺産に恵まれたまちです。これらを将来にわたって守り育てていくため、次のとおり基本理念を設定します。

魅力あるみどりを創出し、
みんなで守り・育てるまちづくり

4-2 みどりの将来像

みどりの将来像は、上記の基本理念を推進することにより実現を目指す将来のまちをイメージしたものです。みどりの持つ様々な役割や機能を生活の中で感じ、体験できるようなまちを目指して、みどりの将来像を次のとおり設定します。

～住環境と自然環境の調和したまち新座～

みどりを取り巻く社会情勢やみどりに対する市民の多様なニーズは、時代の流れや生活環境の変化とともに刻々と変化しています。みどりの将来像を実現するためには、みどりの量が増えるだけでなく、みどりの機能がそれぞれの場で有効に発揮されるようみどりの質を向上させることが重要です。

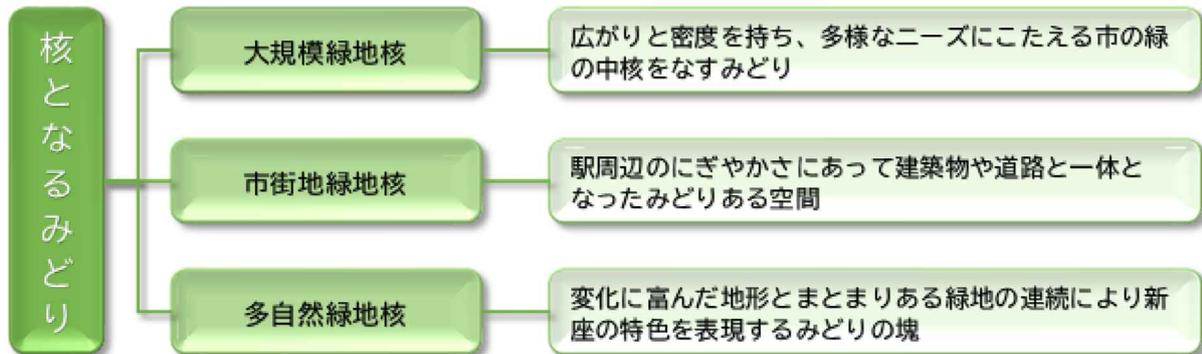
地域特性に配慮したみどりの質の向上を図ることにより、身近な生活空間に四季の移ろいを感じ、日々の生活に潤いや安らぎの感じられるみどり豊かなまちになっていきます。

この将来像は、一人ひとりが「みどりは市民の共有財産」という基本理念に立ち、地域に存在する様々な主体が連携してみどりを守り育てていくことで実現されると考えます。

また、次の要素により、みどりの将来像の実現を目指します。

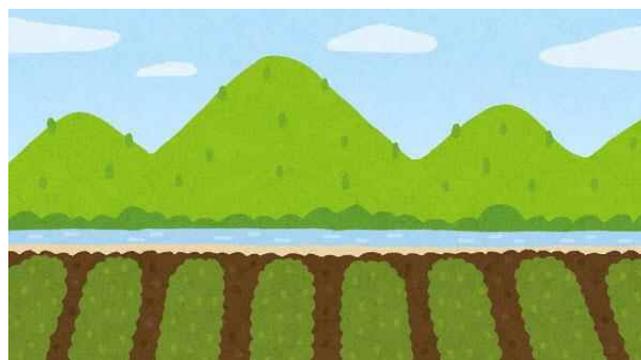
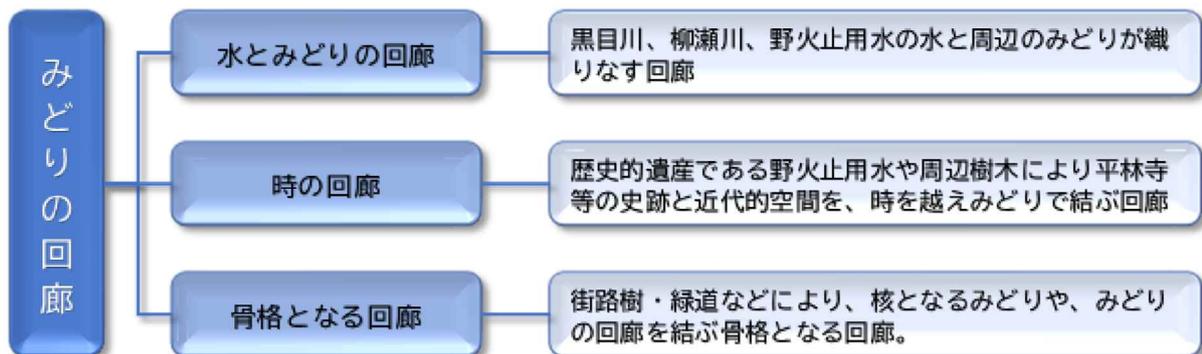
① 核となるみどり

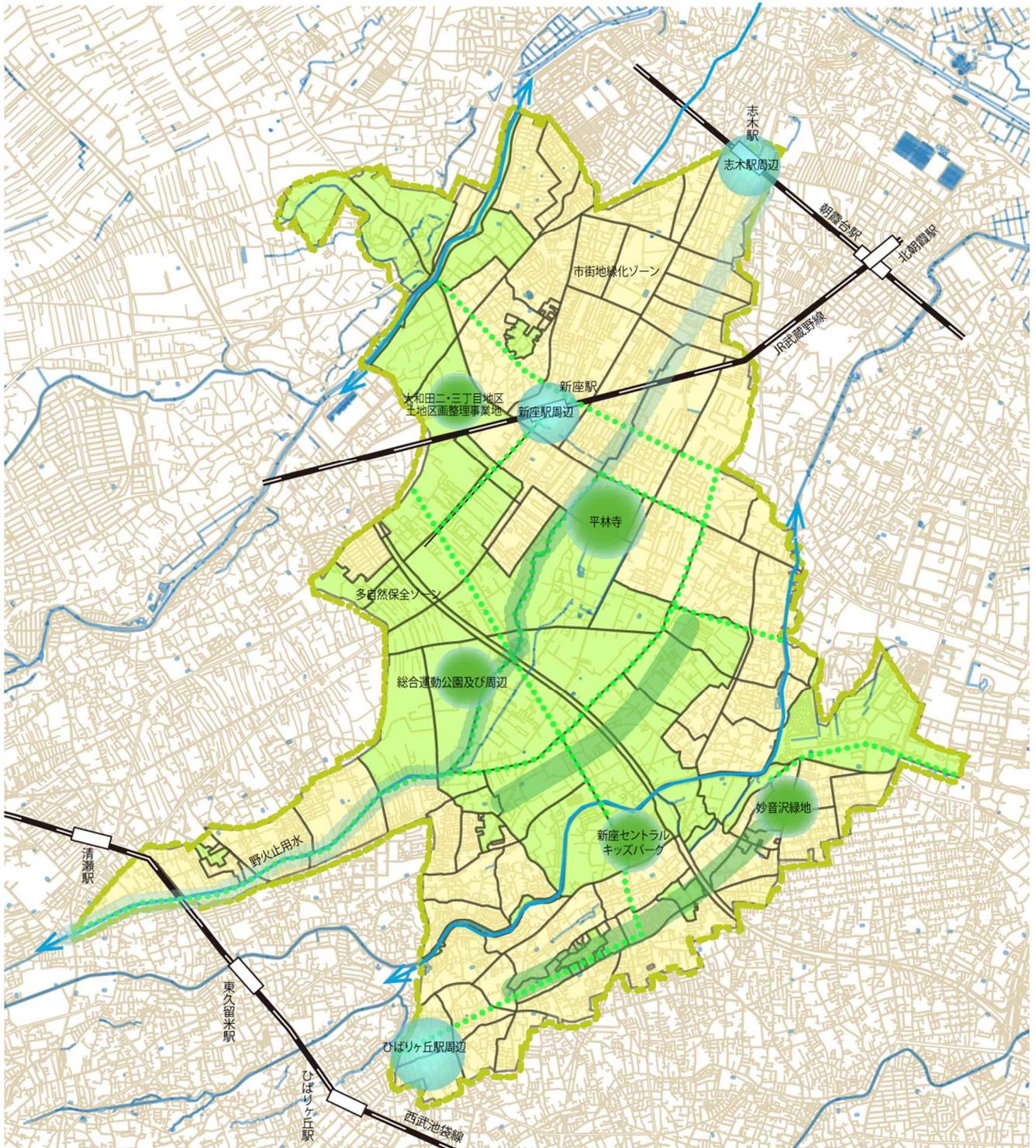
大規模緑地や駅周辺のみどりなどを本市のみどりの構造をなす「みどりの核」と位置付けます。



② みどりの回廊

散策や生き物の通り道となるようなみどりを「みどりの回廊」と位置付けます。





凡	● 大規模緑地核	— 水とみどりの回廊
	● 市街地緑地核	— 時の回廊
例	— 多自然緑地核	■ 市街地緑化ゾーン
	●●●● 骨格となる回廊	■ 多自然保全ゾーン

みどりの将来像図

4-3 基本方針

みどりの将来像である『住環境と自然環境の調和したまち新座』を実現するため、三つの基本方針を設定します。



基本方針 1 みどりを守る

本市は、市の中心部に位置する平林寺境内林や野火止用水、柳瀬川や黒目川の河岸段丘沿いの斜面林、そしてまとまった農地や屋敷林など特徴あるみどりによって、豊かな自然環境が形成されています。

こうした核や軸となるみどりを中心に、各地域の特性に合わせてみどりの質を高められるよう保全と整備に努めます。

そして、これらのみどりを生活の中で味わい、潤いや安らぎの感じられるまちを目指します。

基本方針 2 魅力あるみどりを創る

本市は、首都近郊に在りながらも、比較的多くの自然が残されていますが、市街化が進むに連れてみどりが減少していく傾向にあります。

市街地でのみどりの創出、公園の整備等を通じ、魅力あるみどりの創出を進めていきます。

基本方針 3 みんなで取り組む

みどりの大切さを認識し、魅力あるみどりを育てていくためには、市民、民間企業、行政それぞれが自らの特性を発揮できる機会と場を確保し、みどりの保全、創出、育成及び活用の取組に携わることが重要です。

パートナーシップによるみどりの保全、創出のための仕組みを充実させていきます。

4-4 計画目標

基本方針に沿って緑地の保全・創出の推進を進めていくための定量的な目標を次のように定めます。

(1) 計画のフレーム

本計画における目標年次の人口推計及び市街地の規模は、次に示すとおりです。

年度	基準年次	目標年次
	平成30年度(2018年度)	令和24年度(2042年度)
都市計画区域人口	165,434	159,804
都市計画区域面積(ha)	2,280	2,280
市街化区域面積(ha)	1,382	1,382

(2) 緑地確保の目標水準

目標年次(令和24(2042)年度における)緑地確保目標量を次のように設定します。

年度	基準年次	目標年次
	平成30年度(2018年度)	令和24年度(2042年度)
市街化区域における緑地確保の目標(ha)	155.23 (11.23%)	141.41 (10.23%)
都市計画区域における緑地確保の目標(ha)	314.58 (13.79%)	291.78 (12.79%)
市街化区域面積(ha)/都市計画区域面積(ha)	1,382/2,280	1,382/2,280

年度	基準年次	目標年次
	平成30年度(2018年度)	令和24年度(2042年度)
都市計画区域における雑木林確保の目標(ha)	85.73	80.00

※数値は1月1日現在の現況(課税)地目別の山林面積を採用

(3) 都市公園の目標水準

目標年次(令和24年度(2042年度)における)都市公園の目標量を次のように設定します。

年度	基準年次	目標年次
	平成30年度(2018年度)	令和24年度(2042年度)
都市公園の一人当たり面積(m ² /人)	1.62	2.50

第5章 みどりのまちづくり施策

基本方針に基づく、みどりのまちづくりの施策体系を以下に示します。



基本方針1 みどりを守る

(1) 雑木林の保全	---	協定、公有地化、管理、啓発、地区指定
(2) 水辺の保全	---	護岸整備、湧水保全、市民参加、連携
(3) 農地の保全	---	保全・活用、レジャー農園、連携
(4) 歴史・文化遺産の保全	---	平林寺境内林・野火止用水・文化財の保全
(5) 社寺林・屋敷林の保全	---	保全策の検討
(6) 都市の安全性の確保	---	防災機能の保全、避難場所・避難路の整備



基本方針2 魅力あるみどりを創る

(1) みどりの創出	---	市街地での緑化の推進
(2) 人々が交流するみどりの整備	---	公園整備、リニューアル、パークマネジメント



基本方針3 みんなで取り組む

(1) 協力体制の充実	---	ボランティア支援、仕組みづくり
(2) みどりに関する啓発	---	機会・場の充実、講座・イベント開催
(3) 情報の共有化	---	制度活用、仕組みの確立

5-1 基本方針1 『みどりを守る』

(1) 雑木林（平地林・斜面林）の保全

市内に数多く現存し市の象徴にもなっている雑木林を始め、黒目川や柳瀬川に沿って連続したみどりの連なりを見せる斜面林などは、市の特徴的な景観を創出するとともに、動植物の豊かな生育空間となっています。

これらについては、「量」だけでなく「質」を向上させることが重要であると考えます。

① みどりの保全協定による保全・活用

みどりの保全協定は、所有者と協定を締結し、市内にある雑木林を保全しながら、身近にみどりを親しめるよう市民憩いの森として市民の利用に供している制度で、現在市内に13か所の憩いの森が設置されています。

これらの憩いの森について、引き続き、安全・安心に利用できるよう維持管理に努めます。

② 市指定保存樹木等の指定による保全

市指定保存樹木等は、一定の基準に該当する樹木等を保存樹木等に指定することによりみどりを保全していく制度です。

今後も所有者の理解を得ながらこの制度を活用し、市内にある貴重な樹木等の保全に努めます。

■野火止フォレストパーク



■新座市保存樹木（野寺三丁目）

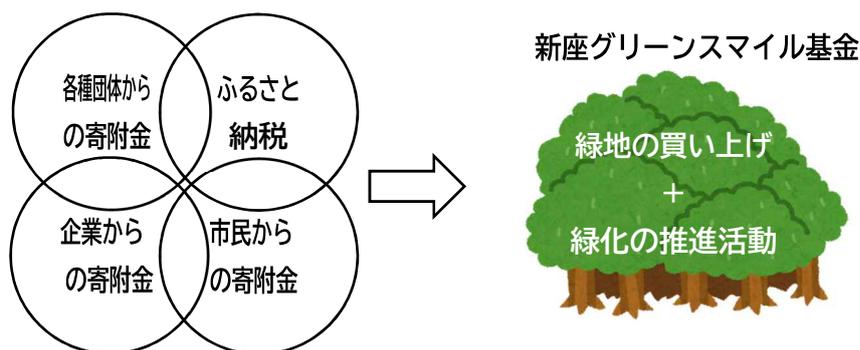


③ 公有地化によるみどりの保全

雑木林を保全していくには、公有地化を図ることにより保全していくのが一番の方法ですが、それには多くの費用が必要となります。そこで、今後公有地化すべき雑木林の検討を行い、市内の重要と目される雑木林については、新座グリーンスマイル基金を活用し、可能な範囲での公有地化による保全に努めます。

ア 新座グリーンスマイル基金の維持・充実・適正運用

イ 市民、企業への基金に対する意識啓発の推進



④ 相続税に関する国への働きかけ

雑木林などのみどりが減少していく大きな要因となっているものの一つに、相続に伴う山林の売却があります。相続が発生すると、相続税を納付するために山林が売却され、宅地化されることによりみどりが消失していきます。

そこで、相続に伴うみどりの保全対策として、山林の相続税納税猶予に関する制度の確立並びに山林の買取りに対する財政支援策の創出を、あらゆる機会を捉えて国・県に要望し働きかけていきます。

⑤ 雑木林の維持管理

ア 仕組みづくり

日常の管理を始め、雑木林のモデルづくり、生態系に配慮した維持管理方法など、雑木林を管理していく上での仕組みづくりを確立するため、実際に雑木林での管理活動を行いながら、適正な維持管理方法について検討していきます。

(ア) 現況の把握と今後の保全策の検討

(イ) リサイクルシステムの仕組みづくり

(管理に伴い生じた剪定枝や伐採木の2次利用)

■雑木林再生への取組

(総合運動公園内緑地)



イ 新座市グリーンサポーター

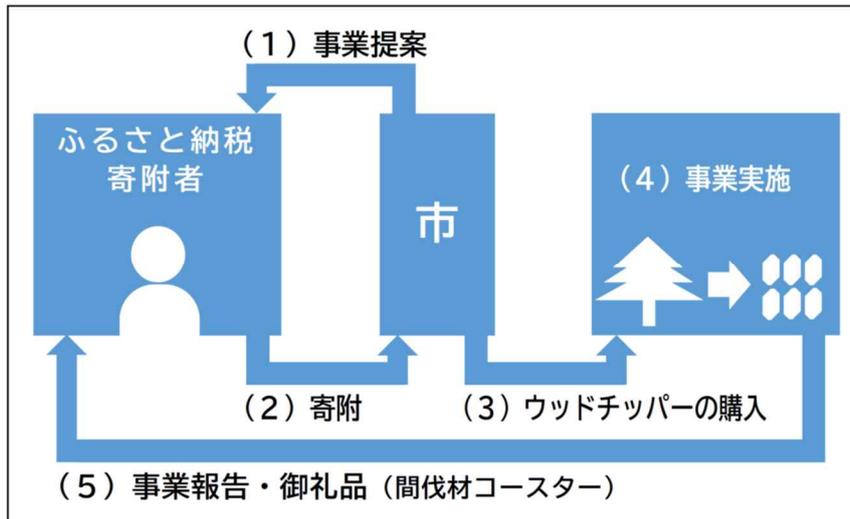
雑木林の管理・活用を足場としたパートナーシップの制度化を目的として平成14年(2002年)に設立された「新座市グリーンサポーター」は、市内雑木林の維持管理活動の中心であるとともに、行政と市民を繋ぐ架け橋的存在となっています。今後は、活動場所の拡大、活動内容の再検討等、活動の更なる充実化を進めていきます。

■新座市グリーンサポーターの活動



ウ ガバメントクラウドファンディングの活用

令和3年度に、ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」のサービスであるガバメントクラウドファンディングを活用し、「残したい雑木林循環プロジェクト」を実施しました。本プロジェクトで募った寄附を基に、枯枝粉碎機（ウッドチップパー）を購入し、新座市グリーンサポーター協力のもと、ウッドチップを作り、市内管理緑地内の散策路にまくことで、循環型の緑地管理に努めていきます。



■ガバメントクラウドファンディングの仕組み



■ガバメントクラウドファンディング募集チラシ



■寄附御礼品（間伐材コースター）

⑥ 雑木林を通してみどりに関する教育・啓発の推進

みどりを後世につなげていくことが、私たちの使命でもあります。そこで、将来を担う子どもたちにみどりへの関心と理解を深めてもらうため、自然体験学習など、みどりに関する教育・啓発の推進に努めます。

ア 学校教育林としての活用

イ 新座っ子ぱわーあっぷくらぶにおける活動「森の子くらぶ」など

ウ 雑木林とグリーンサポーターに関する出前講座

エ 親子木工教室等

⑦ 妙音沢特別緑地保全地区の保全

本市は、栄一丁目にある約3.3haの斜面林（妙音沢緑地）が自然と共生した環境保全型の緑地として、平成16年（2004年）2月に都市緑地法に基づく妙音沢特別緑地保全地区に指定しました。

この緑地は、豊富な湧水と東京近郊では貴重な山野草が自生する多様で複雑な生態系を形成しています。この指定により、地区内の建築、伐採、土地の形質の変更等緑地保全以外を目的とした行為が制限され、将来にわたり緑地が保全されることになりました。

今後も、引き続き緑地の保全に努めながら、以下のとおり地区内の整備、管理を進めます。



ア 地区の整備、管理

保全地区内の整備については、平成11年（1999年）3月に定められた「新座市栄一丁目緑地基本計画」に基づき、引き続き整備に努めます。

イ 地区内の土地の買入れ

令和2年（2020年）3月末現在、地区面積約3.3haのうち、市有地が約3.1ha、私有地が約0.2haあります。今後も、引き続き必要に応じて公有地化を進めます。

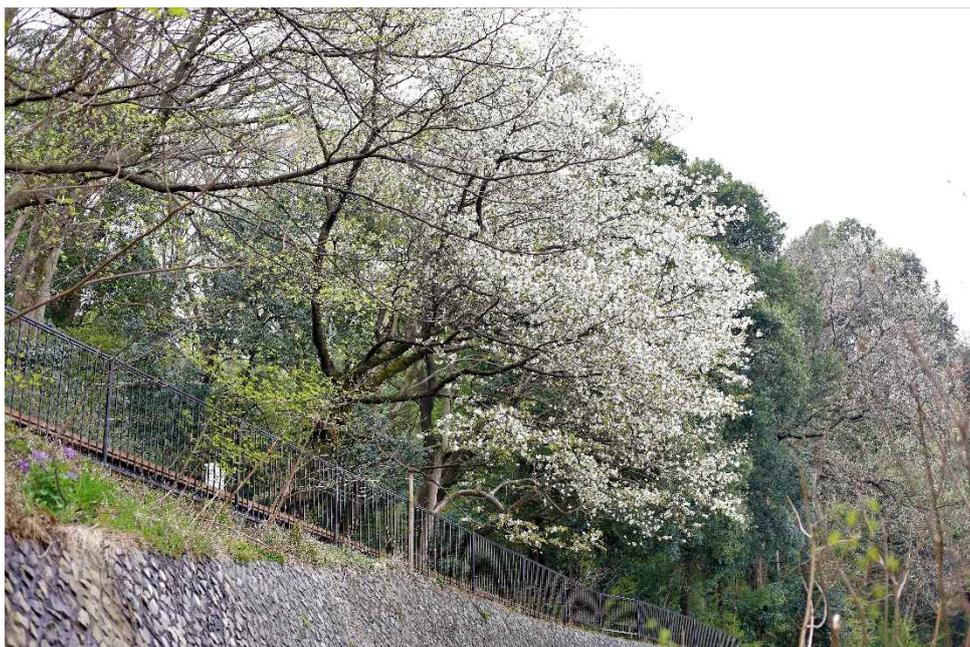
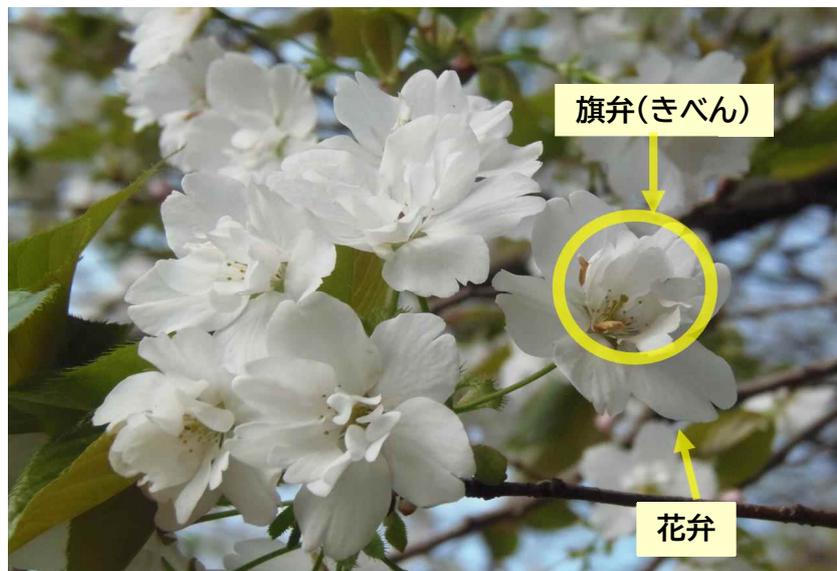
ウ ミヨウオンサワハタザクラ（妙音沢旗桜）

妙音沢緑地内でサクラの新品種として発見され、平成26年（2014年）4月に「ミヨウオンサワハタザクラ（妙音沢旗桜）」の名前がつけました。

桜の種類はオオシマザクラ系統の薄重大島（ウスガサネオオシマ）に属する桜で、花弁数が増えている変異個体の桜です。花弁数は5～10枚、花の形状は正常な5枚の花弁の他に雄しべが変化した旗のような形の花弁（旗弁・きべん）が5枚ほどできるのが特徴です。

この桜を将来にわたり保全していくため、市内造園業者の協力のもと、挿し木・接ぎ木等の手法による増殖を行い、市内の公園や市役所敷地内に移植しています。

今後も、ご支援くださる皆様の協力のもと、この桜を保全していきます。



■妙音沢緑地内に咲く「ミヨウオンサワハタザクラ」の原木

⑧ 平林寺境内林と周辺の雑木林

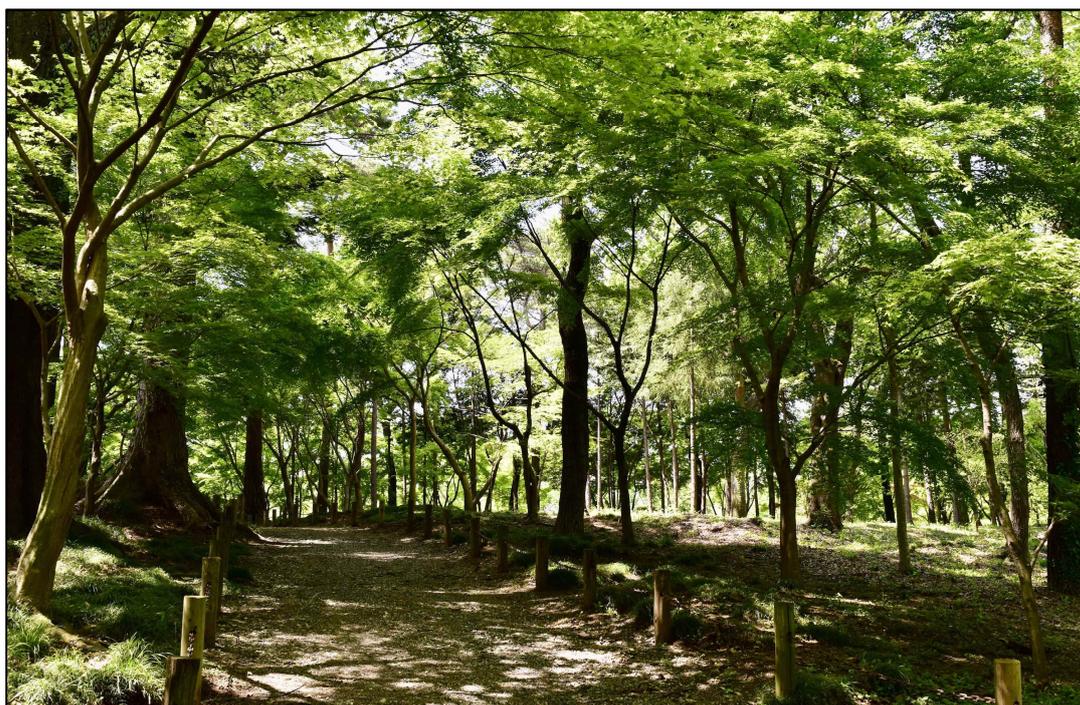
ア 平林寺近郊緑地保全区域の指定

平林寺境内林とその周辺の雑木林は、優れた自然環境を保全するため、首都圏近郊緑地保全法に基づく平林寺近郊緑地保全区域に指定されており、区域内については、近郊緑地保全計画に基づき、緑地の保全を行っていきます。

なお、平林寺近郊緑地保全区域のうち、特に保全が必要な地区については、平林寺近郊緑地特別保全地区に指定しており、地区内の建築、伐採、土地の形質の変更等緑地保全以外を目的とした行為が制限され、将来にわたり貴重な緑地を保全していきます。

イ ふるさとのみどりの景観地

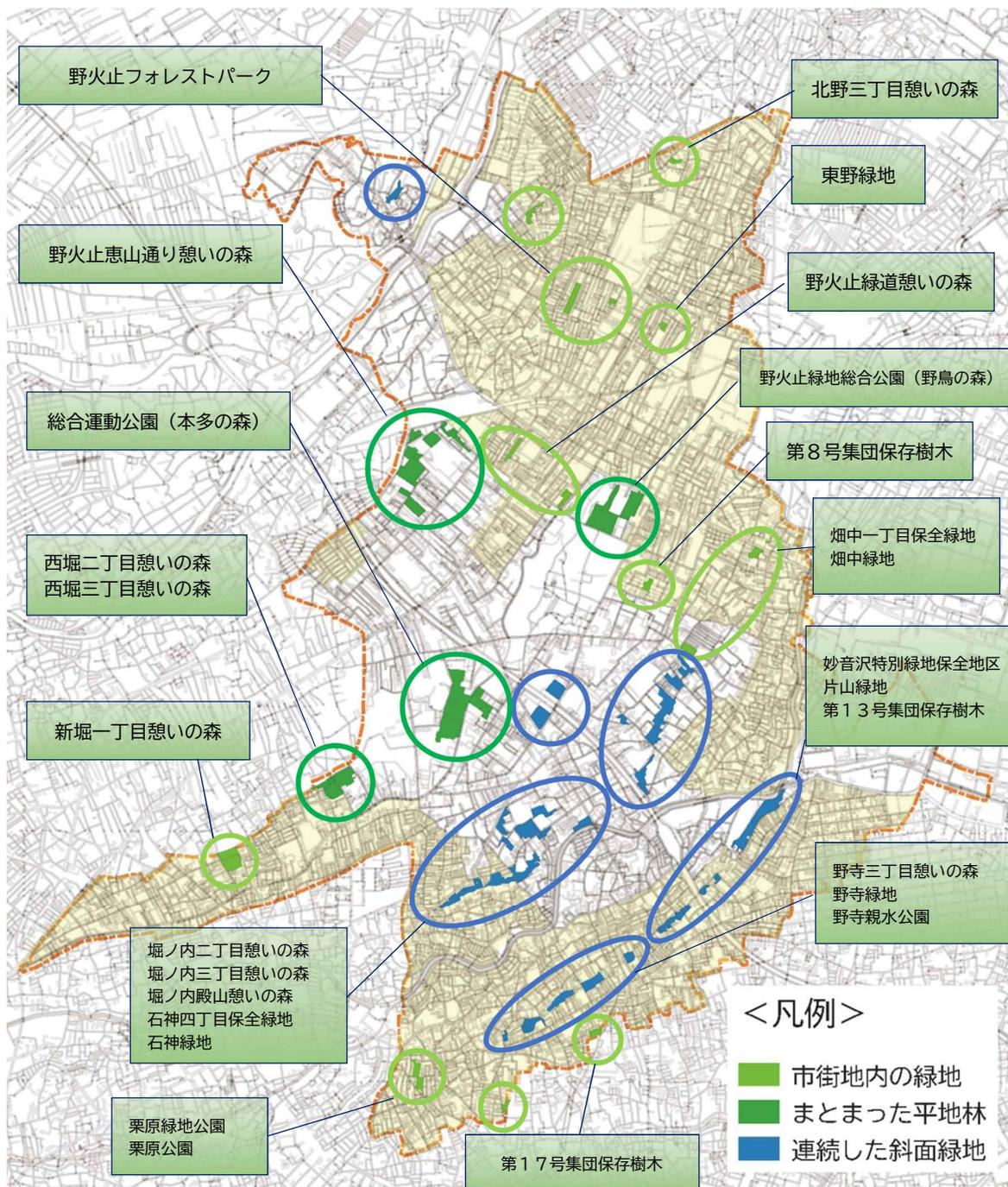
平林寺境内林は、埼玉らしさを感じさせる優れた風景として、埼玉県が制定したふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「ふるさとの緑の景観地」に指定されており、今後もこのふるさとを象徴する豊かなみどりの景観保全に努めます。



■境内林散策路

⑨ 新座市緑化推進協議会から「保全すべき緑地」として答申を受けた緑地の保全

平成10年（1998年）2月に新座市緑化推進協議会から保全すべき緑地として答申を受けた緑地について、「みどりの保全協定制度」及び「市指定保存樹木等の指定」により、保全を図ってきました。今後も、これらの制度等を活用し、保全に努めていきます。



■保存すべき緑地の位置図

⑩ その他、法令等に基づくみどりの保全・活用

その他の緑地保全策として、国における緑地保全施策や制度の活用を検討し、引き続きみどりの保全に努めます。

みどり法人制度

概要

○財政面・人員面の制約から、地方公共団体が自ら緑地を買い取り又は借り受けて管理し、緑地の保全・整備を行うことは限界。

○一方、NPOや企業CSRによる緑地の保全・整備の取組が広がりつつあり、このような民間主体を公的に位置付け、社会的信用を高めるとともに、地方公共団体との連携を強化することで、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図る。

○ みどり法人として実施できる活動
(指定を受けた市区町村の区域内において活動)

- ・ 市民緑地の設置及び管理
- ・ 特別緑地保全区域内における管理協定に基づく緑地の管理
- ・ 都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全 等

<みどり法人による緑地の設置・管理イメージ>



出典：国土交通省ホームページを基に作成

市民緑地契約制度

概要

○地方公共団体等が、300㎡以上の土地等の所有者の申出に基づいて市民緑地契約を締結し（期間は5年以上）、地域住民の利用に供する緑地・緑化施設を設置・管理

○案内板、ベンチなど、必要に応じ、利用や管理に必要な施設を整備

○企業敷地内の緑地、人口地盤上の緑化施設等も市民緑地として設置することが可能

○支援措置

- ・ 市民緑地内の緑地の適正な保全と利用を図るための施設の整備（補助率1/2）を交付金により支援

○税制措置

- ・ 固定資産税が非課税（地方公共団体に無償貸し付けの場合）
- ・ 相続税が2割評価減（契約期間20年以上などの条件を満たす場合）

○契約締結状況（平成30年3月末現在）：176地区 約101ha



出典：国土交通省ホームページを基に作成

(2) 水辺の保全

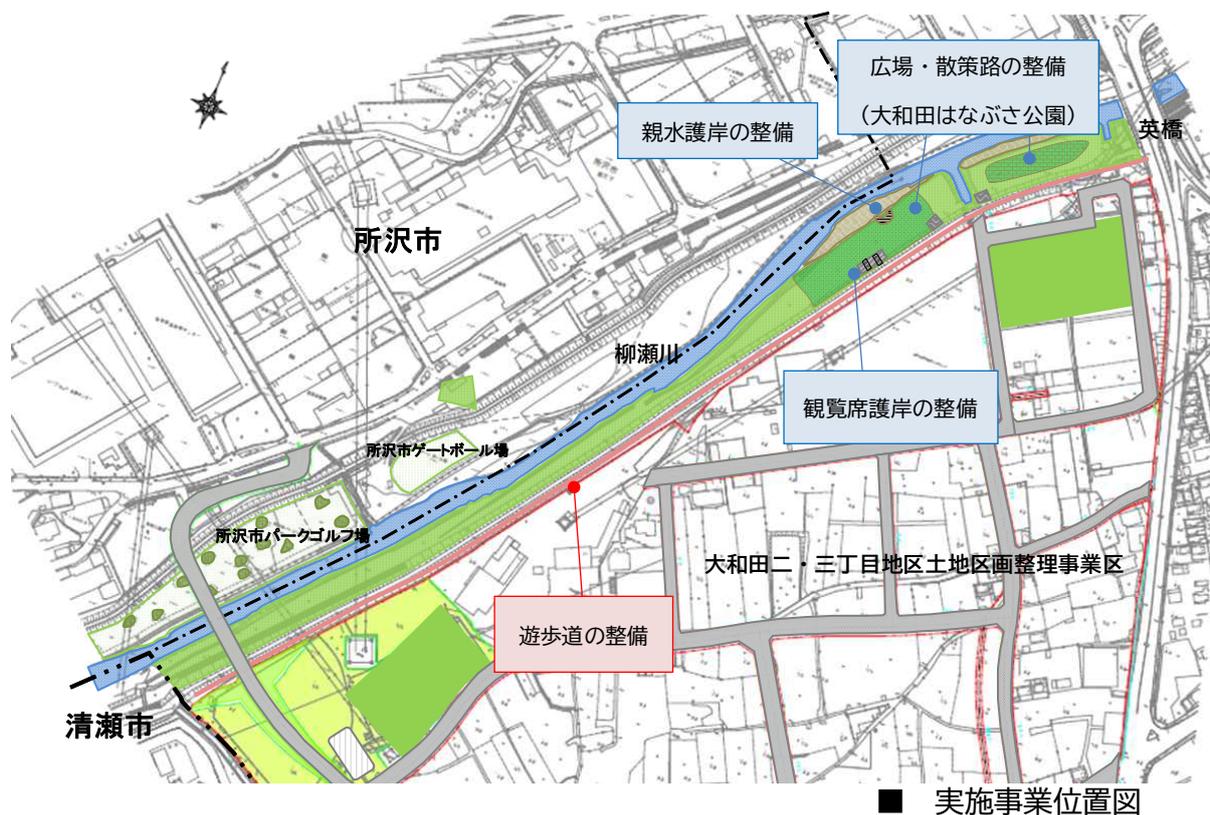
市内を流れる黒目川、柳瀬川などは、市民が憩える豊かな水辺環境とともに、多様な動植物の生育環境が形成されています。また、市の中心部を流れる野火止用水は、市の象徴とも言える特徴的な景観を見せてくれます。

今後も、自然と共生し、市民が自然と触れ合うことのできる豊かな水辺空間の保全に努めます。

① 川の国埼玉 はつらつプロジェクト

本プロジェクトは、埼玉県が「川の国埼玉」の実現に向け、安らぎとにぎわいの空間創出や清流の復活といった川の再生事業を市町村及び地域住民と協働して実施するものです。本市では、大和田二・三丁目地区土地区画整理事業区域内の柳瀬川沿いを対象エリアとし、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）まで事業を実施しました。

今後も、このような機会を捉え、県や流域自治体と連携し、河川環境の整備に努めていきます。

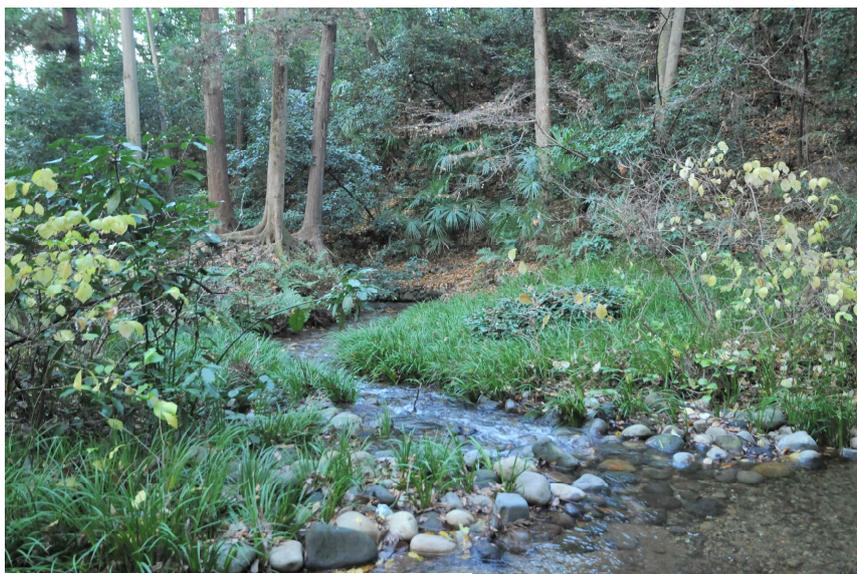


② 湧水の保全

妙音沢緑地では、豊富な湧水とともに、希少な生物の生息地ともなっており、周辺のみどりとあいまって豊かな自然環境が形成されています。

また、妙音沢の湧水は、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水環境であり、特に、地域住民等による主体的かつ持続的な保全活動が行われている名水として、平成20年（2008年）に環境省が所管する「平成の名水百選」に選定されました。

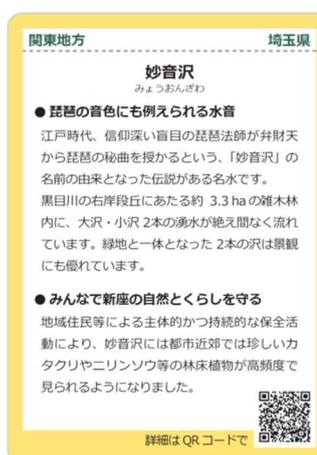
今後も、妙音沢の湧水の持続的な保全に努めていきます。



■妙音沢緑地内を流れる湧水



■名水百選カード



③ 市民参加による保全活動の支援

河川などの水辺環境を良好に保全していくには、行政だけでなく市民と協力しながら、市全体で保全、管理していくことが大切です。今後も、引き続き市民参加による水辺環境の保全活動を進めていくとともに、市民団体等が行う河川などの清掃活動への支援を進め、水辺環境の良好な保全に努めます。

(3) 農地の保全

都市における農地は、都市住民の生活と隣り合った農業生産の場として、保全すべき貴重な空間です。国においても、都市農地を「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へ、位置付けを大きく転換しました。

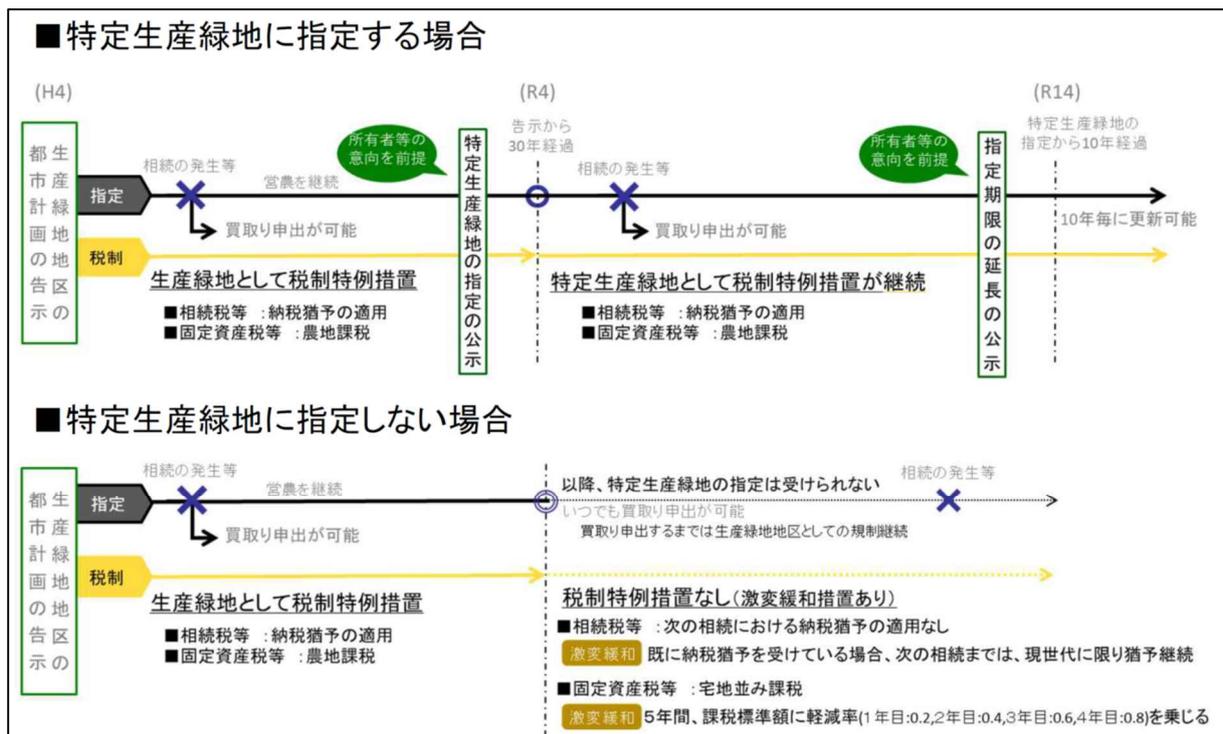
ライフスタイルの多様化に対応したゆとりと潤いのある住宅地の創出、教育・福祉・観光・コミュニティ等の新しい価値を創造するオープンスペースなど、その重要性は、今後より一層高まっています。

① 特定生産緑地制度

特定生産緑地制度とは、申出基準日（都市計画決定から30年が経過する日）が近く到来することとなる生産緑地について、市町村長が、所有者等の意向を基に特定生産緑地として指定し、買取りの申出が可能となる期日を10年延長する制度です。

これにより、申出基準日以後も、引き続き生産緑地が保全され、良好な都市環境の形成が図られることが期待されます。

※令和4年（2022年）には、生産緑地地区のうち、面積ベースでおおむね8割にあたる生産緑地が、指定から30年が経過します。



特定生産緑地指定の手引き（国土交通省）を加工して作成

② 都市農地賃借法（都市農地の賃貸の円滑化に関する法律）

都市農地賃借法が制定され、生産緑地の賃借が安心して行える新たな仕組みが平成30年（2018年）9月1日にスタートしました。

農業従事者の減少・高齢化が進展する中、この新たな仕組みを活用して、賃借により都市農地を有効活用することを考えていくことも重要です。

都市農地賃借法の概要（都市農地を借りて自ら耕作する場合）

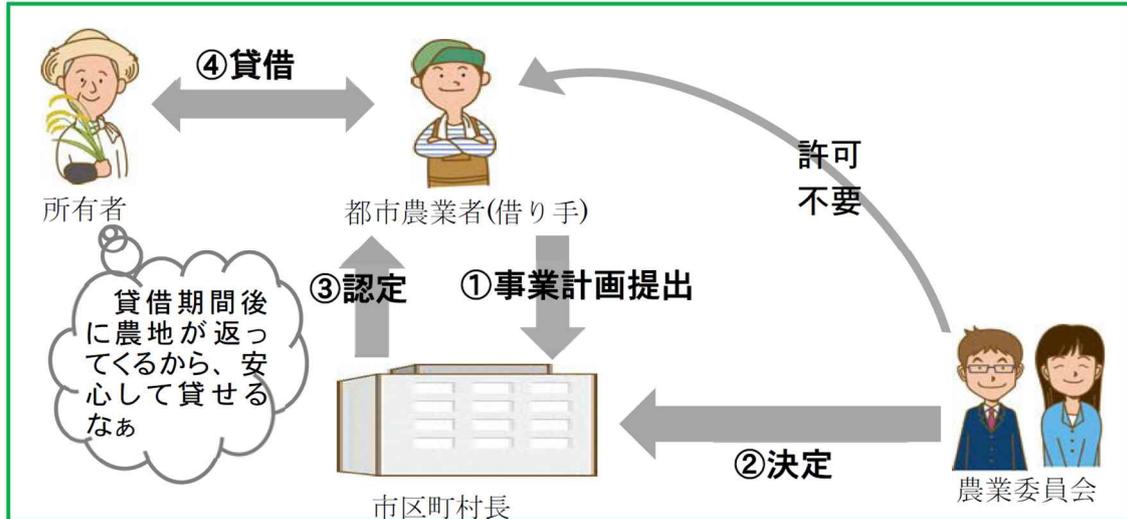
(1) 制度を利用するメリット

	通常（農地法による賃借）	都市農地賃借法
・法定更新 （農地法による契約の自動的更新制度）	適用される 契約を更新しないことについて知事の許可がない限り農地が返ってこない	適用されない 契約期間経過後に農地が返ってくるので安心して農地を貸せる
・相続税納税猶予制度	打ち切り 納税猶予が打ち切られ、猶予税額と利子税の納税が必要	継続 相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことができる

(2) 賃借の手続

都市農地の借り手が耕作の事業に関する計画(事業計画)を作成の上、市区町村長の認定を受けることができます。この認定を受けた事業計画に従って都市農地に設定された賃借等は、上記メリットを受けることができます（相続税納税猶予制度については税務署への届出が必要）。

また、市区町村長による認定の際に農業委員会の決定を経ているので、改めて農地法に基づく農業委員会の許可を受ける必要がなくなります。



(3) 事業計画の認定の基準

- ・ 都市農業の機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作を行うか

①例 → 生産物の一定割合を地元直売所等で販売
→ 防災協力農地として市町村等と防災協力協定を締結
→ 都市住民が農作業体験を通じて農作業に親しむ取組 など

- ・ 周辺地域における農地の農業上の利用の確保に支障を生ずる恐れがないか
- ・ 農地の全てを効率的に利用するか など

都市農地の賃借の円滑化に関する法律のPR資料（チラシ）（農林水産省）を加工して作成

③ 市民農園（貸し農園）の充実

みどりの持つ機能や役割が再認識されてきている現在、身近に自然と触れ合う場の要望が年々高まってきています。本市では、自然と触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的に、市民農園（貸し農園）を開設しています。今後も、休耕地などを活用した市民農園（貸し農園）の開設を支援します。

■市街化区域内の農地



■市内の市民農園（貸し農園）



④ 都市農地の保全に関する連携協定

本市は、令和元年（2019年）11月15日に、都市農地所有者のために互いに協力して、都市農地の保全と活用による多面的機能を発揮するとともに、新たな制度を適切に農業従事者に伝え円滑な運用を図ることを目的として、近隣三市（朝霞市、志木市、和光市）及びあさか野農業協同組合と都市農地の保全に関する協定を締結しました。

今後も、この協定に基づき、近隣三市及びあさか野農業協同組合と連携し、都市農地の保全に努めていきます。

(4) 歴史・文化遺産の保全

市内には、平林寺境内林や野火止用水など豊かな自然環境の残る歴史的文化遺産が数多く残されています。

これらは貴重な文化遺産であるとともに、武蔵野の面影を残す市の象徴的な景観を見せてくれます。

今後も、これら文化遺産の保全に努めながら、緑地の保全と魅力ある景観の保持に努めます。

① 平林寺境内林（国指定天然記念物）の保全

ア 法に基づく保全

平林寺境内林は、市の象徴的な郷土景観を形成する貴重な緑地であるとともに、県内平野部における屈指の鳥類生息地であるなど、豊かな生態系が形成されており、文化財保護法に基づく国指定天然記念物となっています。

今後も、武蔵野の面影を色濃く残すふるさとのみどりとして境内林を保全します。

イ 緑地保全特別助成金の継続

現在、平林寺境内地の樹木の保全、管理を図るため、維持管理に係る費用の一部を助成しています。

引き続き、緑地の保全と景観保持に努めていくため、この制度を継続していきます。

② 野火止用水の保全

県の指定史跡である野火止用水は、周辺のみどりとあいまって豊かな自然環境と魅力ある景観を形成しています。

今後も、この貴重な文化財を保全するとともに、市民による清掃活動など市民一体となった環境美化にも努め、魅力ある景観の保持と自然環境の保全に努めます。

③ 文化財の保護

市内には、様々な歴史的文化遺産が数多く残されており、その周囲に豊かなみどりが形成されているものが多く、文化財の保護に併せて、みどりの保全に努めます。



■平林寺山門（県指定有形文化財）

(5) 社寺林・屋敷林の保全

社寺林や屋敷林は、長い歴史的風土の中で育まれた豊かな緑地空間を形成しています。また、これらは武蔵野の特徴的な景観を残す貴重なみどりとなっており、その保全策を検討します。

(6) 都市の安全性の確保

市街化が進む本市では、都市型災害に対する防災対策が大変重要な課題でもあり、今後は防災機能としての役割を持つみどりの保全と緑化を推進しながら、同時に災害に強いまちづくりを目指していきます。

① 防災機能を持つみどりの保全

みどりは、火災時の延焼防止や雨水等の自然浸透による水害の防止など、災害に対して防災面での大きな役割を担っています。

今後、こうした農地等のみどりの保全に努め、同時に災害に強いまちづくりを推進します。

② 避難場所としてのみどり

既に避難場所として指定されている学校などのほかに、一時避難場所として活用できる公園や農地など、みどりのオープンスペースの確保に努めます。

また、今後の公共施設の整備においては、防災拠点としての役割を考慮した配置と避難場所としての機能整備に努めます。

③ 街路樹の整備

みどりは延焼防止に効果があり、街路樹などは火災発生時の防火帯にもなります。

また、災害発生時には、避難場所までの安全な避難路を確保することが大切であり、今後避難路などに防火性を考慮した効果的な街路樹の整備に努めます。

■避難路緑化のイメージ



④ 生け垣設置の奨励

生け垣は、火災の延焼防止や地震発生時の塀の倒壊防止にもつながるもので、今後も開発行為における緑化指導の中で生け垣の設置を奨励していきます。

■生け垣化のイメージ



5-2 基本方針2 『魅力あるみどりを創る』

(1) みどりの創出

比較的みどりに恵まれた本市でも、市街化が進む中でその面積は年々減少していく傾向にあります。特に市街地においては、住宅を始めとして公共施設や事業所など様々な施設が立ち並び、中にはほとんどみどりの存在を感じることもできない場所もあります。

今後は、みどりの保全とともに積極的に緑化の推進を図り、新しいみどりの創出に努めます。

① 公共公益施設の緑化の推進

公共施設の緑化については、民間施設より高い基準を定めて緑化に取り組んでいますが、緑化率の低い施設が存在しており、必ずしも緑化が十分であるとは言えません。

公共施設の新規整備に当たっては、緑化基準に基づく緑化を進めるとともに、特殊緑化（ソーラーパネル等）や屋上・壁面緑化の取組を進めます。

② 河川、道路などにおける緑化の推進

河川や道路などにおける緑化は、防災面や豊かな都市景観を形成する大変重要な要素であるため、関係機関へ整備を要望するとともに、身近なみどりの創出に努めます。

ア 地域別フラワーロード等の推進

イ 道路整備などにより発生した残地やオープンスペースを活用したみどりの創出

③ みどりの連続性の確保

河川や道路などの緑化を推進しながら、主要な公園や緑地、遊歩道などをつなげることにより、みどりの連続性を確保し、潤いのあるみどりのネットワーク化を進めます。

■野火止用水平林寺堀



■畑中黒目川公園



■道路の緑化（はなみずき通り）

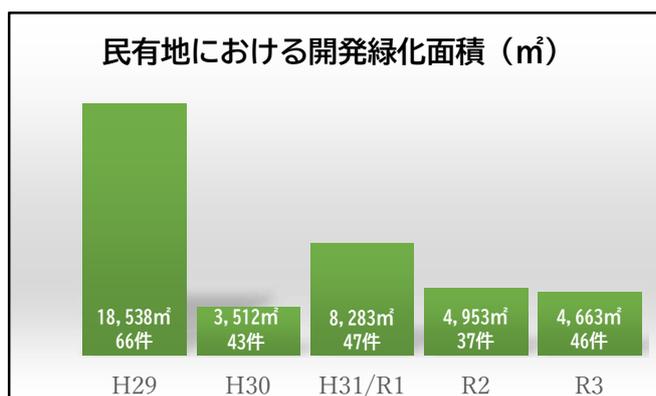


④ 民有地における緑化の推進

現在、本市ではみどりのまちづくり条例などにに基づき、一定基準以上の開発行為等には緑化基準を設けて緑化を推進していますが、市街地の一部では、建物が密集していて緑化スペースの確保が難しいケースがあります。このような地域では、地上部への緑化に代わる、特殊緑化（屋上緑化及び壁面緑化）の緑化基準を設けています。

今後も、地域の状況に応じた緑化を進めていくとともに、緑化後のみどりの継続的な管理を促すような仕組みづくりを検討していきます。

- ア 市の木（モミジ）、市の花（コブシ）の植栽の推奨
- イ 駐車場緑化の推奨
- ウ 市街地における特殊緑化の推奨
- エ 生け垣設置に関する助成



■特殊緑化（壁面緑化及び屋上緑化）のイメージ



■住宅地での緑化



⑤ 市民による緑化活動の推進

緑化は、単に公共公益施設や民間の開発に伴い推進しているものだけではありません。今後、ボランティア団体などが行っている活動に対する支援方法や市民との協働によるみどりの創出のための仕組みづくりを検討していきます。

⑥ 緑地協定制度による緑化の推進

市街地の良好な環境を確保するため、所有者等の全員の合意により、その区域の緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度です。

この協定を結ぶことにより、住民自身による自主的な緑地の保全と緑化の推進が期待できます。

本市では、平成16年(2004年)4月に大和田五丁目地区内の一団の土地について、第1号の緑地協定が締結されており、今後もこの制度を活用した緑地の保全と緑化の推進に努めます。

■緑地協定による緑の創出



⑦ その他各法令に基づく緑化の推進

都市緑地法などによる緑化施策や制度の周知・活用を検討します。

市民緑地認定制度

概要

○都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域が存在。

○地方公共団体が用地取得し都市公園を整備することには限界がある一方で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加。

○市民緑地制度を創設し、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進。

市民緑地認定制度の創設

概要

空き地等を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度を創設。

対象要件

○対象区域
緑化地域又は緑化重点地区内

○設置管理主体
民間主体(NPO法人、住民団体、企業等)

認定基準

○周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足

○面積
300㎡以上

○緑化率
20%以上

○設置管理期間
5年以上

等

支援措置

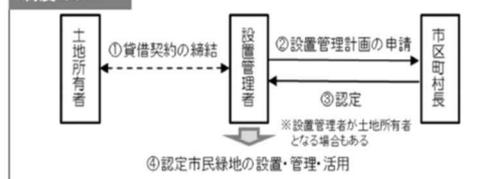
税制

みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地(無償貸付又は自己保有に限る)に係る**固定資産税・都市計画税の軽減**
[3年間 原則1/3軽減(1/2~1/6で条例で規定)]
※令和3年3月31日までの時限措置

予算

みどり法人が設置管理する認定市民緑地における**植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助** (1/3負担)
【社交金:市民緑地等整備事業の拡充】

制度のフロー



本制度を公有地(普通財産)で活用する自治体のメリット

○民間の開発に合わせて活用することで、公園的空間を創出
○緑地の管理運営を、民間事業者の資金で実施することが可能
○緑地の管理運営水準を、法的に担保することができる
○住民1人当たり都市公園面積を増やすことが可能

→ いずれも自治体の財政負担なし



認定市民緑地のイメージ

出典：国土交通省のホームページを基に作成

身近なみどり市町村支援事業（埼玉県）

概要

○身近なみどりの創出・再生に係る事業を実施する市町村等に対し、埼玉県が補助金を交付。

1. 補助対象事業

市町村（さいたま市を除く）等が実施する、みどりの創出・再生に関する事業を対象（屋上緑化、壁面緑化、500㎡以上の芝等による緑化、萌芽更新等）

2. 補助の対象者

市町村（さいたま市を除く）、特別地方公共団体

3. 補助率及び補助限度額

補助対象事業費の1/2、1,000万円まで

※令和3（2021）年4月現在



公園の芝生化（イメージ）



萌芽更新（イメージ）

出典：埼玉県のホームページを基に作成

（2）人々が交流するみどりの整備（魅力ある公園づくり）

本市では、いまだ地域によって公園の整備に偏りがあること、十分緑化が図られていないことなどの問題や近年の大規模災害に対する防災機能向上の面から、防災拠点としての公園整備が求められています。

また、地域間のバランスに配慮した公園整備を進めながら、地域の特性やその目的に応じた公園づくりとともに、市民との協働による魅力ある公園づくりを推進します。

① 市の拠点となる公園等の整備

本市では、地域の拠点となる公園として街区公園や緑地公園、運動公園の整備を進めてきましたが、現状では地域によって配置状況が不均衡であり、また面積も十分であるとはいえません。

特に、市内には近隣公園や地区公園などは整備されておらず、今後こうした地域の拠点となる公園の確保に努めます。

ア 住区基幹公園などの整備

地域の拠点となる公園として、大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地内や新座駅北口土地区画整理事業地内での公園整備など、土地区画整理事業に合わせ、魅力ある街区公園の整備を推進するとともに、道場一丁目地内において新座セントラルキッズパークの整備を進めます。

イ 都市基幹公園などの整備

本市には、市の核となる公園として、総合運動公園が整備されています。

今後も本市のスポーツ・レクリエーション及び自然観察の中核となる「みどりの拠点」として維持・管理をするとともに、設備等のリニューアルに努めます。

ウ 広域避難地としての公園の整備

地震災害時における火災の延焼防止のための防災空間（オープンスペース）としての役割や、市内周辺からの避難者を収容する、広域避難地としての公園整備を進めます。

② 公園の計画的なリニューアル

現在、市にある公園の多くで経年劣化による施設の老朽化が進んでいます。

今後、既存の公園について、リニューアル計画の策定を検討し、小さな子どもが遊べる遊具やお年寄りが利用できる健康器具の設置、水の遊び場の設置など、幅広いニーズに応える公園づくりを進めます。また、公園施設の新設・改良に当たっては、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した整備を行います。

③ 公園用地等の公有地化や借地による公園整備の検討

市内の公園の多くは借地であり、今後不測の事態等に対応していくため公園用地等の公有地化に努めます。

あわせて、地域の状況や要望を見極め、公園を確保する必要がある場合は、借地による都市公園整備を図ります。

④ 拠点公園などを結ぶネットワークの構築

主な拠点となる公園や緑地をはじめ、河川、道路などを結ぶみどりのネットワークを構築していきます。

⑤ 市民・事業者・行政の協働によるパークマネジメントの検討

地域住民による公園の清掃活動やふれあい花壇の設置など、地域の人々による公園の維持管理の仕組みづくりを進めるとともに、公募設置管理制度（Park-PFI）などの民間事業者の資金やノウハウを活用した公園の管理運営など、官民連携によるパークマネジメントを検討します。

■ふれあい花壇事業（新座駅南口公園）



5-3 基本方針3 『みんなで取り組む』

(1) 協力体制の充実

市街化の進む中、今後も良好にみどりを保全していくには、市民の理解と協力が不可欠であり、これからは市民参加によるみどりの保全活動が求められています。

みどりは、私たちに多くの恩恵を与えてくれる財産であり、今後は、市民、事業者、行政等が一体となり、緑地の維持管理活動を始めとして、みどりに関するあらゆる活動において協力体制の充実を図りながら、市全体でみどりを守り育てていきます。



① 市民ボランティア活動の推進と支援体制づくり

現在、公園や雑木林の一部で町内会などによる清掃活動や市民ボランティアによる雑木林の維持管理活動などが行われています。

今後も引き続き、みどりに関する活動を行う市民団体の育成とその支援体制づくりを積極的にいき、市民活動の支援を推進します。

② 維持管理の仕組みづくり

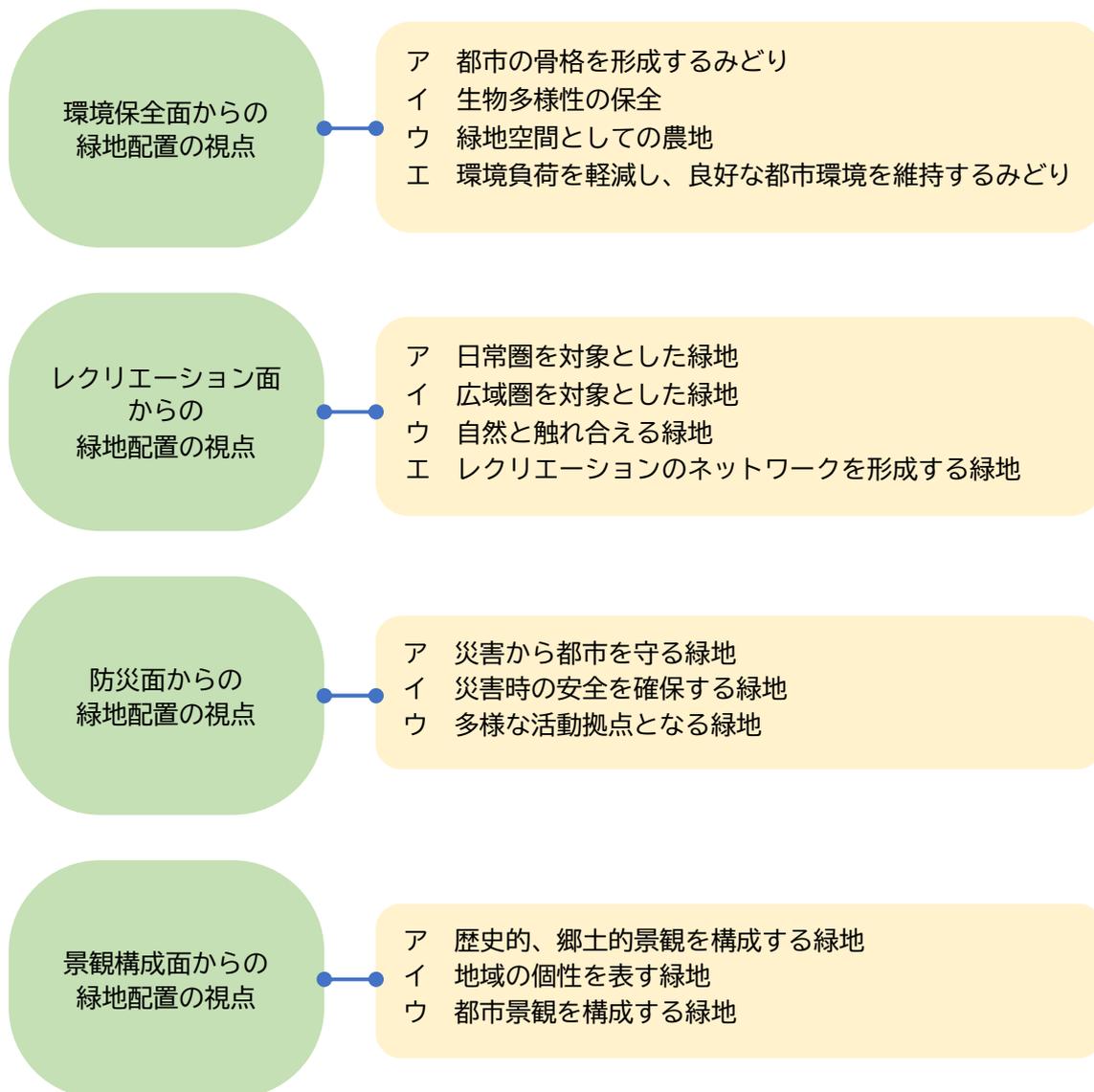
市民参加による活動の充実を図るため、公園や道路など、市が所管する公共施設を企業や市民が主体となり管理する「アダプト制度」など、みどりを維持管理していく仕組みを引き続き検討します。

第6章 みどりの配置方針

6-1 配置方針の考え方

都市の緑地は、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等の諸機能を有していると考えられています。緑地を系統的に配置することで、これらの機能を効果的に発揮させることが可能です。

そのため、①環境保全、②レクリエーション、③防災、④景観構成の四つの系統によって緑地を次のとおり配置していきます。



6-2 各系統による緑地の配置方針

(1) 環境保全系統の配置方針

都市の環境を良好な状態に保ち、生物多様性、都市環境負荷の軽減、潤いと安らぎのある生活環境の創出を目指していくため、次のように環境保全系統の緑地を配置していきます。

① 都市の骨格を形成するみどり

市の骨格を形成するみどりは、黒目川、柳瀬川、野火止用水などの軸（回廊）となるみどりと、平林寺境内林、総合運動公園、妙音沢緑地などの核となるみどりによって構成されています。黒目川、柳瀬川は河岸段丘を形成し、平坦な市域の中で地形的な変化と連続するみどりを創出しています。このようなみどりを本市のみどりの骨格として位置付け、保全していきます。

② 生物多様性の保全

生物多様性は、人類が受ける様々な自然からの恩恵の基盤となっており、都市においても生物の生息・生育空間となる緑地等を確保することは重要です。

平林寺境内林、妙音沢緑地を始め、多様な動植物の生息・生育地となる樹林地、水辺を保全し、生物多様性の確保に努めていきます。また、新たな公園・緑地の整備や幹線道路の緑化、黒目川等の河川の整備などにより、エコロジカルネットワークの形成の方策を検討していきます。

③ 緑地空間としての農地

ライフスタイルの多様化に対応するため、多面的な機能を有する市街化区域内の農地を、生産緑地地区として適正に保全し、良好な生活環境の確保に努めます。

④ 環境負荷を軽減し良好な都市環境を維持するみどり

みどりは、温室効果ガスの吸収固定作用等による地球温暖化の防止や、蒸散作用等によるヒートアイランド現象の緩和など、都市環境改善に大きく寄与していることから、市街地にある樹林地の保全に努めるとともに、開発行為等に伴う緑化を推進していきます。

環境保全系統の緑地の配置方針図

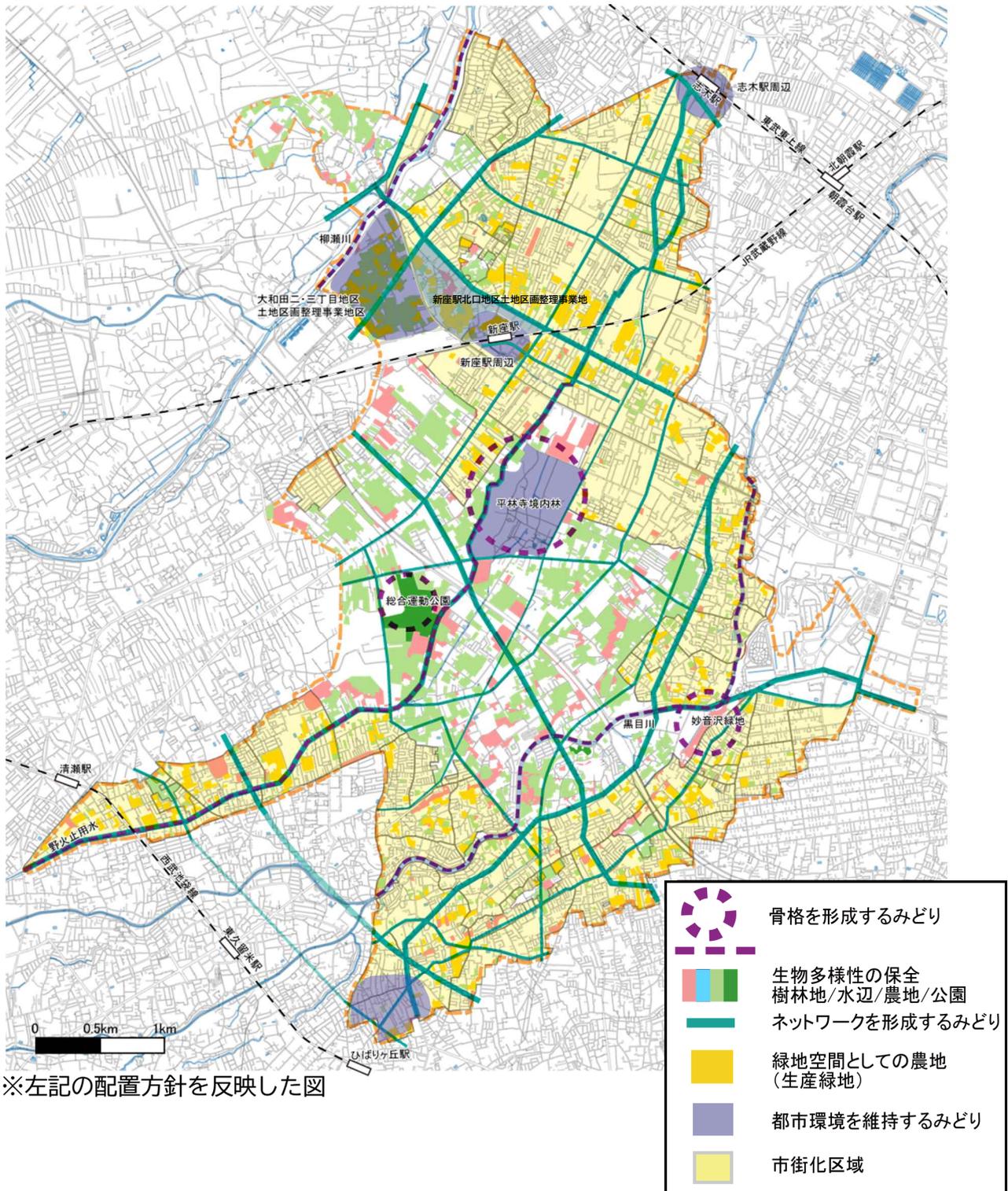


図 1 環境保全系統の緑地の配置方針図

(2) レクリエーションシステムの配置方針

スポーツや自然との触れ合いなど、多様化するレクリエーションの需要に応えるため、地域間のバランスに配慮しながら、地域の特性やその目的に応じた空間づくりを進めます。

① 日常圏を対象とした緑地

日常的に利用できる公園として、市街化区域内の都市公園及び児童遊園を市域の 500m四方に 1 か所以上設置することを検討していきます。また、既存の公園についてはリニューアル計画の策定を検討するとともに、パークマネジメントの手法についても検討していきます。

② 広域圏を対象とした緑地

総合運動公園などの比較的規模の大きい公園やグラウンドの整備を進め、健康づくりやスポーツなど、幅広いニーズに応える空間づくりを進めます。

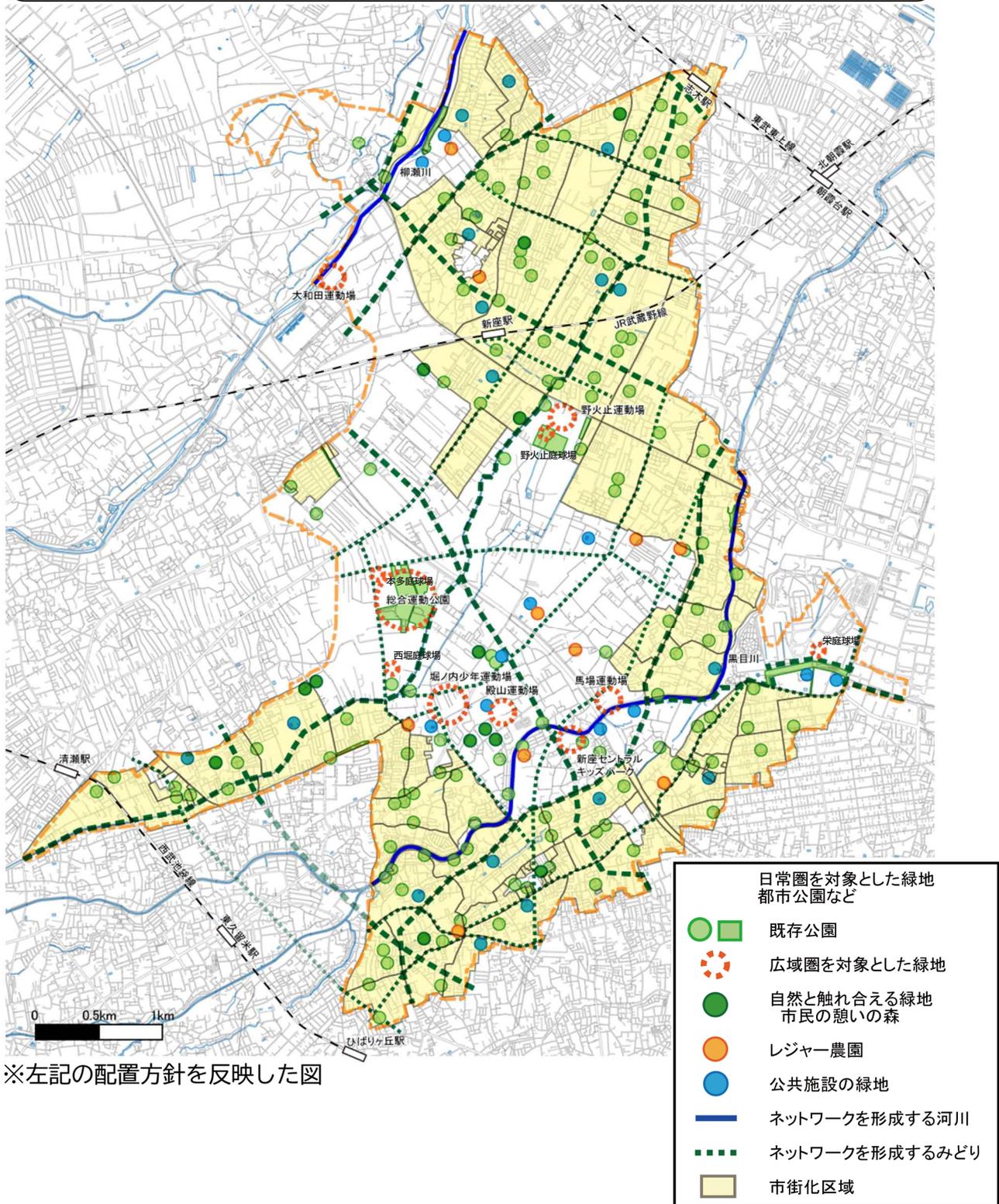
③ 自然と触れ合える緑地

環境学習・文化活動の場や次代を担う子どもたちが自然と触れ合うことのできる場として、みどりの保全協定緑地（市民憩いの森）の整備を進めるとともに、土と触れ合うことのできる場として、市民農園（貸し農園）の開設を支援していきます。

④ レクリエーションネットワークを形成するみどり

レクリエーション利用効果を高めるため、総合運動公園などの拠点となる公園や緑地をつなぐネットワークの構築を検討します。また、黒目川、柳瀬川等の河川敷や緑道、市民が日常的に利用できる公共公益施設の緑地の整備を進めることにより、レクリエーション活動を支えるみどりのネットワーク化に努めます。

レクリエーションシステムの緑地の配置方針図



※左記の配置方針を反映した図

図 2 レクリエーションシステムの緑地の配置方針図

(3) 防災システムの配置方針

みどりとオープンスペースは、自然災害の発生時に火災の延焼を防ぎ、避難地や避難路、救助拠点、復興拠点としての機能を発揮します。災害に強いまちづくりを進めていくため、防災システムの緑地を次のように配置していきます。

① 災害から都市を守る緑地

市街地での災害を防止するため、住宅地における緑化の推進、オープンスペースとしての機能を有する生産緑地の保全、街路樹や河川など防火帯となる緑地の整備に努めます。また、土砂災害を防止するため、傾斜地における緑地の保全に努めます。

② 災害時の安全を確保する緑地

避難所として指定している学校などを始め、身近な一時避難場所となる公園などの公共施設緑地の整備を進め、防災拠点としての機能の向上に努めます。

また、避難路ともなる幹線道路などの緑化を進めるとともに、建物や人口の密集地においては、生け垣を始めとした防火にもつながる効果的な緑化に努めます。

今後、こうした避難場所や避難路の防災機能の充実を図りながら、それらをつなぐ、みどりのネットワーク化に努め、災害に強い都市づくりを進めます。

③ 多様な活動拠点となる緑地

災害時の一時避難場所としての活用のほか、地域における物資集配、救助・救援、復旧・復興などの拠点としても活用できるよう、公園整備を進めるとともに、適切な配置を検討します。

防災システムの緑地の配置方針図

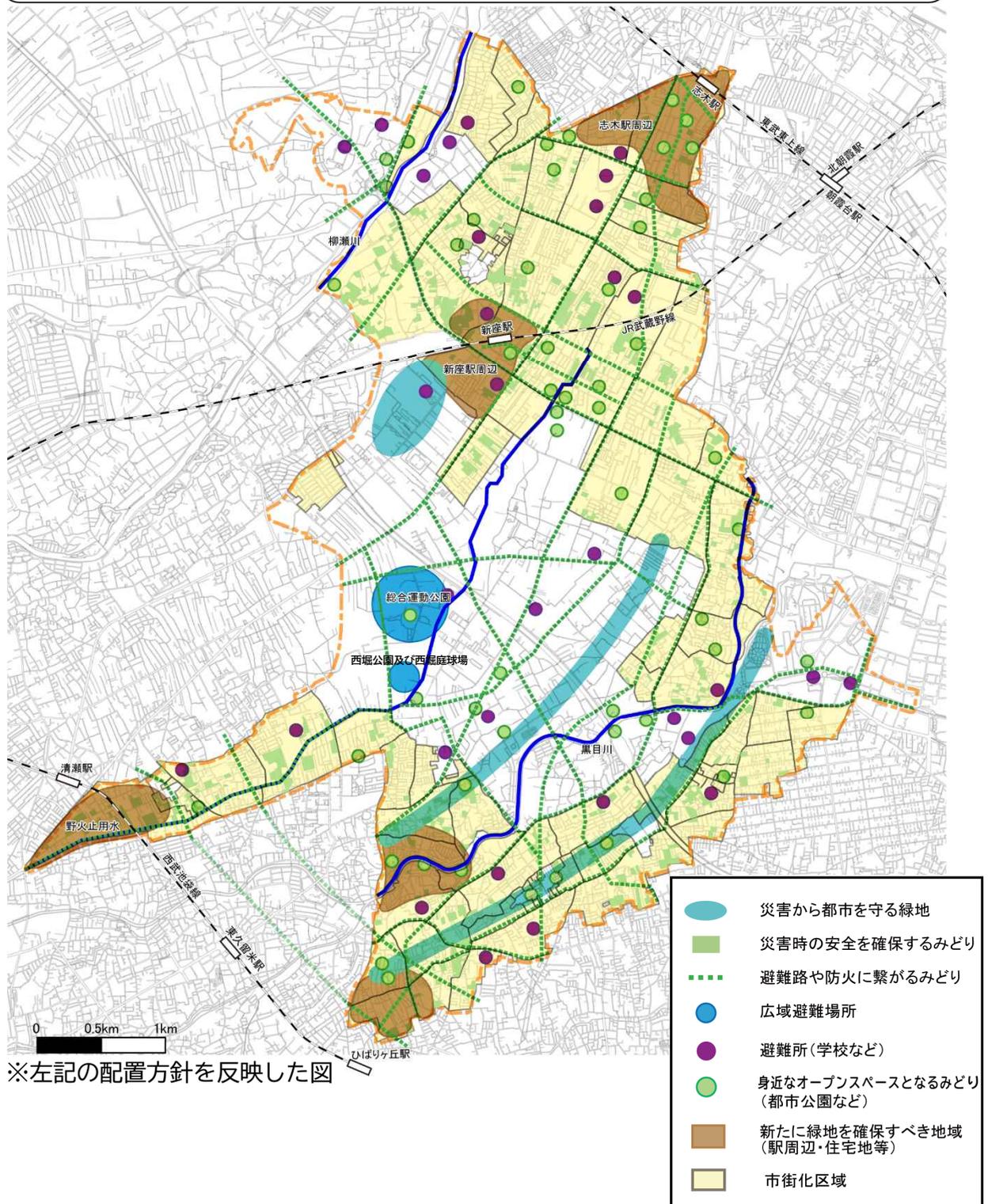


図 3 防災システムの緑地の配置方針図

(4) 景観構成系統の配置方針

歴史的、郷土的景観や地域の個性を守り・いかすことによって魅力あるまちづくりを推進していくため、景観構成系統の緑地を次のように配置していきます。

① 歴史的、郷土的景観を構成する緑地

平林寺境内林や野火止用水は、武蔵野の面影を残す歴史・文化的景観を形成しており、今後も、これらのみどりの保全と魅力ある景観の保持に努めていきます。

また、市内の農地は、都市景観とあいまって趣深い風景を創出しており、このような農地の保全や適性な管理指導に努めていきます。

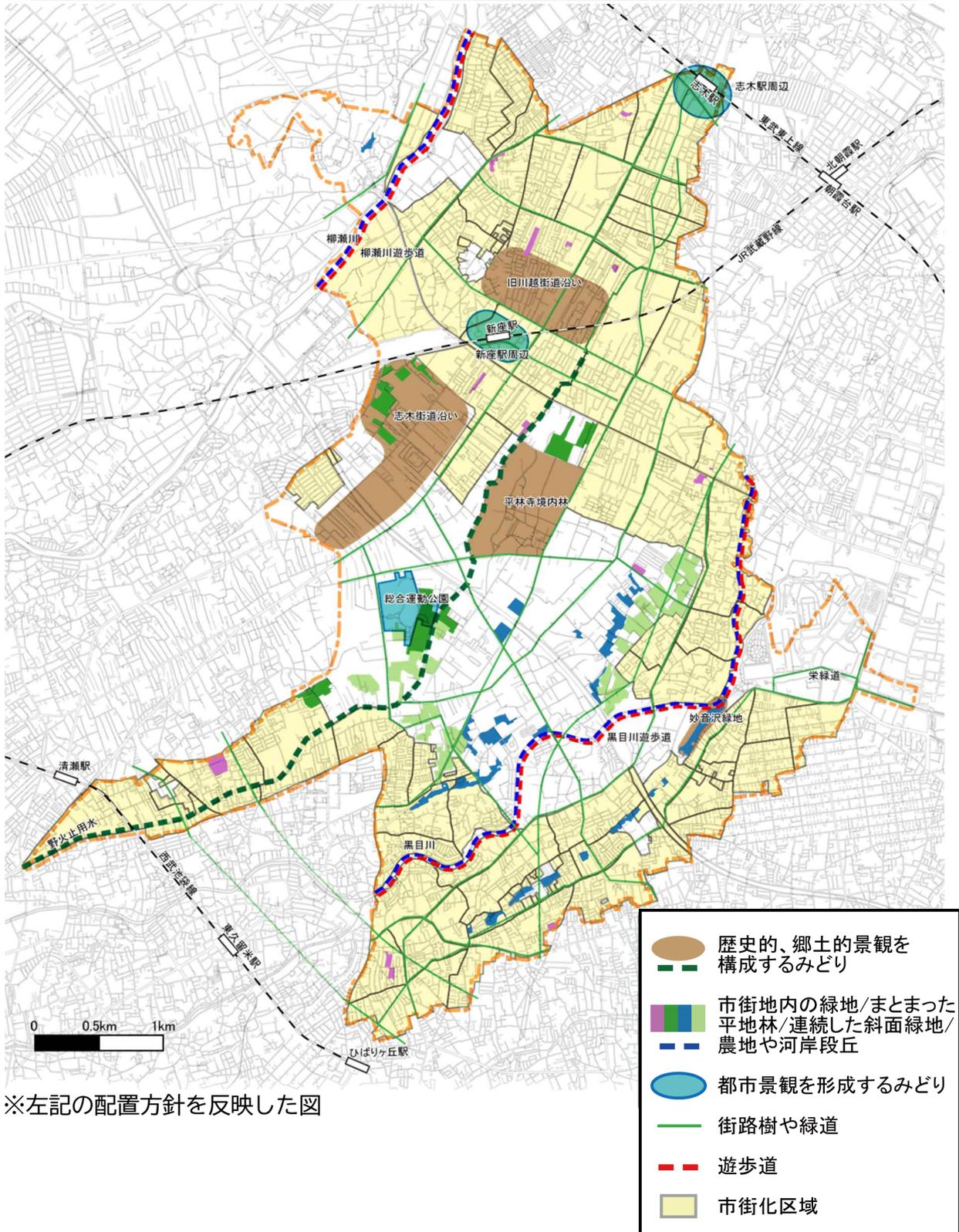
② 地域の個性を表す緑地

市内に現存する雑木林や一部の農地などは、武蔵野の面影を残す本市の象徴的な景観を形成しています。また、黒目川、柳瀬川などの河川やその河岸段丘沿いの斜面林、妙音沢緑地などは地域の特徴的な景観を構成しており、関係機関との協力のもと、引き続き適切な保全に努めます。

③ 都市景観を構成する緑地

公園、緑道・遊歩道、街路樹などの整備により、日々の生活に潤いが感じられる景観形成を図ります。また、本市の玄関口である新座駅、志木駅周辺の市街地については、屋上・壁面緑化などの特殊緑化を推奨し、みどりの質及び量の確保に努め、都市景観の向上を進めます。

景観構成システムの緑地の配置方針図



※左記の配置方針を反映した図

図 4 景観構成システムの緑地の配置方針図

(5) 総合的な緑地の配置方針

環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4系統別の配置方針を総合的に調整し、緑地の配置及び緑化の計画を次のように行います。

① 骨格的緑地の配置

都市の骨格を形成する緑地として、平林寺境内林や総合運動公園、妙音沢緑地などの拠点となる緑地、野火止用水や黒目川、柳瀬川などの河川、幹線道路の街路樹などの軸（回廊）となる緑地を位置付けます。

② みどりのネットワークの形成

骨格となる緑地と市街地に残る樹林地や生産緑地などのみどりの拠点となるような緑地の保全に努めるとともに、道路や河川などの緑化の推進・保全をしていくことにより、みどりの持つ機能を効果的に発揮させ、みどりのネットワークの形成を図ります。

③ バランスの取れた緑地の配置

志木駅や新座駅など、緑地の確保が困難な市街地においては、街路樹などの公共施設緑地の整備や屋上・壁面緑化などの特殊緑化を推奨し、みどりの質及び量の確保に努めます。

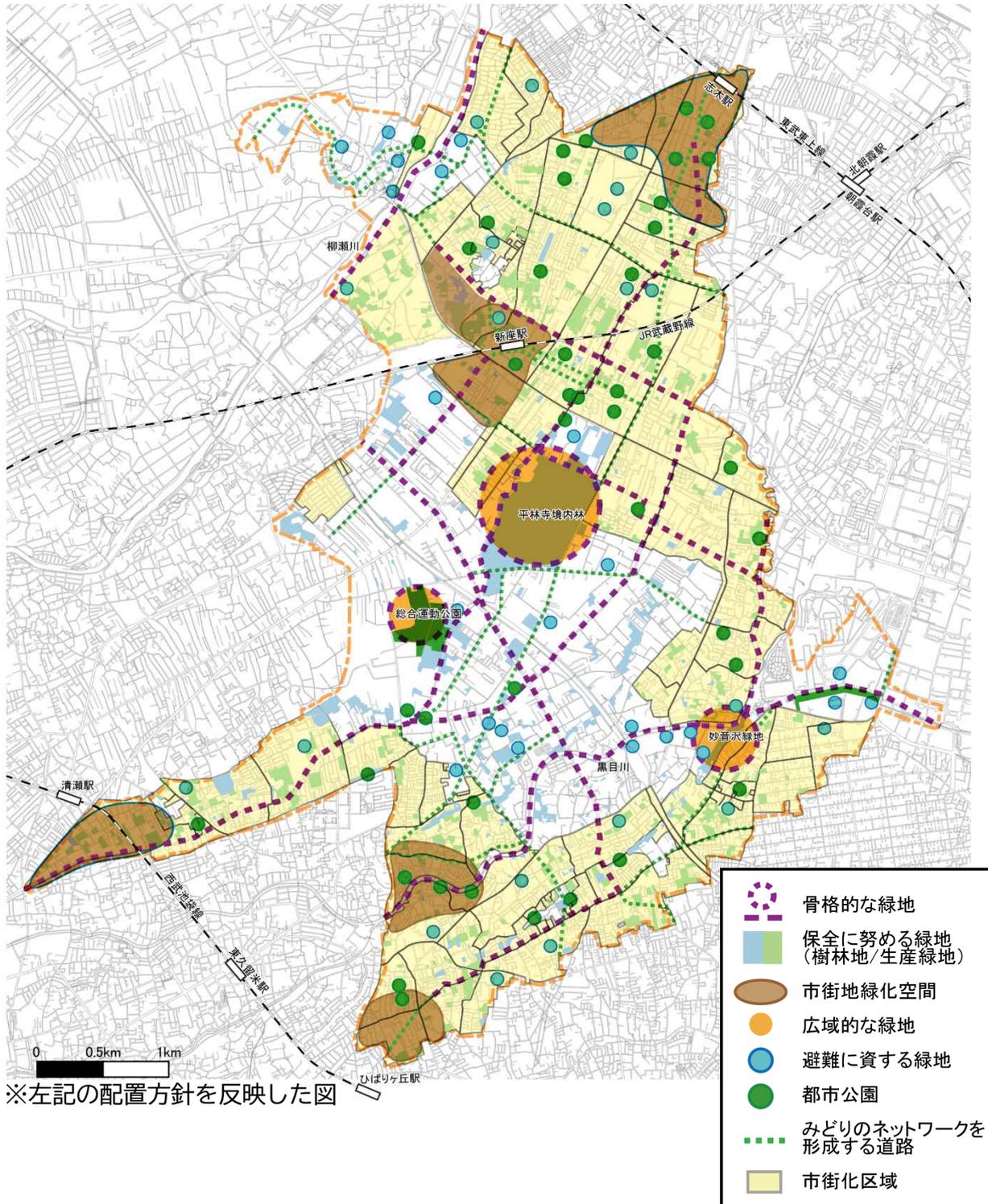
④ 多様な機能を果たす公園の配置

運動公園など広域的な公園整備とともに、多様なニーズに応える公園を地域間のバランスを配慮しつつ配置します。

⑤ 安全、安心なまちづくりのための緑地の配置

緑地は環境保全、レクリエーション、景観などの日常的な機能だけでなく、災害を防止し、避難場所や復旧・復興拠点となるなどの機能を持ち合わせています。今後、広域的な緑地から身近な緑地まで幅広く適切に整備していくことにより、災害に強いまちづくりを進めます。

総合的な緑地の配置方針図



※左記の配置方針を反映した図

図 5 総合的な緑地の配置方針図

第7章 緑化重点地区の計画

7-1 緑化重点地区の設定等

(1) 緑化重点地区とは

駅前等都市のシンボルとなる地区において、都市公園の整備、公共公益施設の緑化等の緑化政策を講じていくために設定する「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」です。

(2) 緑化重点地区の設定

新座駅北口土地区画整理事業地（JR 武蔵野線、国道254号、県道新座・和光線、県道川越・新座線に挟まれたエリア）を緑化重点地区として設定します。

■緑化重点地区の位置



(面積 約 31.6ha)

(3) 地区の現状と課題

① 土地利用

新座駅北口地区では、JR 武蔵野線新座駅を中心とした新たな都市拠点として、活力とにぎわいある商業空間の創出、駅近接地における中・高層住宅の計画的な誘導、現存するみどりと調和した良好な住環境の創出を図ることを目的とした新座駅北口土地区画整理事業が行われています。

新座駅北口土地区画整理事業地内は、古くは県道新座・和光線沿いを中心に宅地化が進んでおり、農地・屋敷林等の緑が多く残されている地区です。

② 公園等

新座駅北口地区には、児童遊園が1か所、ポケットパークが1か所整備されていますが、新座駅北口区画整理事業に伴い廃止され、新たに街区公園が5か所計画されています。

③ 道路

地区内の生活道路の多くは、道幅が狭いうえ、曲がり角も多く、車両及び歩行者の安全な通行に支障を来しています。今後、土地区画整理事業に伴い、新座駅北口通線、大和田通線等の都市計画道路の整備が予定されています。

④ 避難場所等

新座駅北口地区では、大和田小学校が指定避難所兼指定緊急避難場所に指定されています。

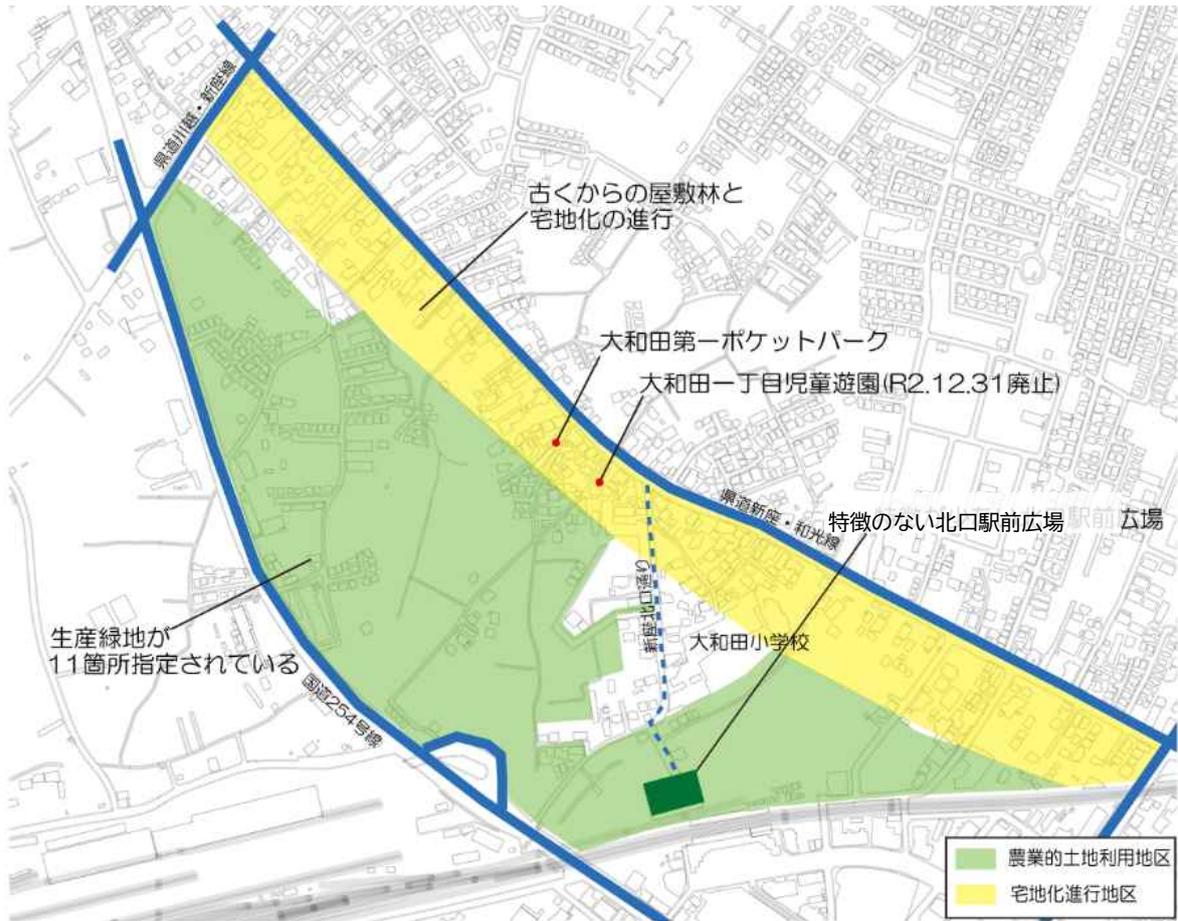
今後、新座駅北口土地区画整理事業に伴い、新たに5か所の街区公園の設置が計画されているため、緊急時に一時的に避難する場所としての機能が期待されます。



■ 駅周辺に広がる農地



■ 狭い生活道路



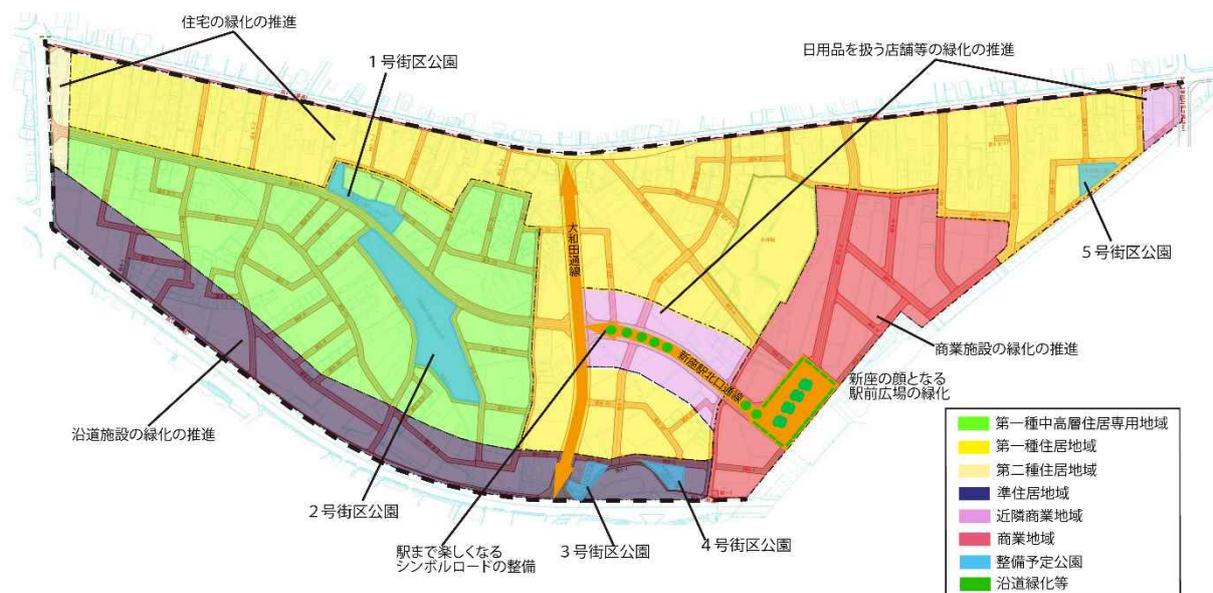
地区の現況図



■特徴のない新座駅北口駅前広場

7-2 緑化重点地区の整備方針

- (1) 2号街区公園については、現況の斜面林を活用した自然を身近に感じられる公園整備を検討します。また、その他の公園についても、地域に合わせた公園整備を検討します。
- (2) 商業地域及び近隣商業地域の一定規模以上の開発行為等を行う事業者に対し、屋上緑化や壁面緑化などの特殊緑化を推奨していきます。
- (3) 新座駅北口通線及び駅前広場については、景観整備や敷地内空地の緑化、街路樹や花壇による歩行空間の緑化に努め、新座市の新たなシンボルとなるような緑化を検討します。
- (4) 新座駅北口土地区画整理事業の進捗状況に併せて緑化を推進していきます。



緑化イメージ図

用語集

あ

一時避難場所	地震等による災害が発生したときに、一時的に避難して情報を得る場所で、市が小・中学校のグラウンドや公園などを指定する。
運動公園	都市住民全般の、主として運動の利用を目的とした公園。面積 15ha～75ha を標準とする。
NPO	法人格を持った民間非営利団体のことで、自発的に公益的な活動を行う。
オープンスペース	建物の無い一定の広がりのある場所のこと。都市の公共の緑地（公園、運動場等）、その他緑地等（水辺、山林、社寺境内、墓地等）を指す。

か

街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。1か所当たり 0.25ha を標準として設置する。
回廊となるみどり	緑地を河川、道路などで結び連続性を確保したみどりの道すじのこと。
環境学習	樹林や川など自然の環境や人が活用してきた環境を題材にしながら、自然の仕組みや人の営みとの関わりなどを学ぶこと。
緩衝緑地	一般的に、工場、コンビナート地帯や道路などから周辺の市街地への公害や災害を防止するため設置される緑地。
幹線道路	都市間の主要地点を結ぶ道路のこと。
管理協定	地方公共団体などが特別緑地保全地区や近郊緑地保全区域内の緑地について土地所有者による管理が不十分であると認められる場合に、土地所有者に代わって管理を行うために締結する協定のこと。
協働	市民・事業者・市などが、それぞれの役割を果たしながら、同じ目標に向かって取り組むこと。
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法に基づく、首都圏近郊の一定の区域内において良好な自然環境を形成している緑地で住民の健全な生活環境の確保、公害・災害の防止等を目的として国土交通大臣が指定する緑地。
近隣公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園。1か所当たり 2ha を標準として設置する。

さ

市街化区域	都市計画区域内において、既に市街化している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域内において市街化を抑制する区域。新たな開発などは一般に禁止され、農林漁業などの一部の建物しか建てられない。

市指定保存樹木等	比較的大きな樹木等を保全するために、所有者等の同意を得て、保存樹木等として市が指定している制度。
施設緑地	施設整備を通じて保全・創造を図る緑地。
社寺林	神社や寺院の周囲の林。
住区基幹公園	主として、周辺に居住する住民の利用に供することを目的とした公園。街区公園、近隣公園及び地区公園で構成される。
首都圏近郊 緑地保全法	首都圏近郊の一定の区域内において良好な自然の環境を有する緑地を保全することにより、区域内の無秩序な市街地化を防止し、もって首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的にその保全に必要な事項を定めた法律。
生産緑地（地区）	市街化区域内において、公害又は災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地などを計画的に保全し、良好な生活環境の形成を図るため、生産緑地法により指定された農地のこと。
総合公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般の休息、鑑賞、散策、遊戯、運動など総合的な利用を目的とする公園。都市規模に応じて、1か所当たり10～50haを標準として設置する。

た

地域制緑地	緑地保全のための法律や条例による土地利用規制等を通じて保全・創造を図る緑地。
地区計画制度	地区の特性をいかした良好な環境の街区を整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法に基づき、都市施設の位置や建築物等のルールを定める計画制度。
地区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1か所当たり4haを標準として設置する。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地の保全を目的として、都道府県又は市町村が都市計画に定める地区。
都市基幹公園	都市住民全般を対象とした公園。総合公園と運動公園で構成される。
都市計画区域	市町村の市街地を含む地域を一体的な都市として整備していく区域のこと。新座市は全域が都市計画区域となっている。
都市計画道路	都市計画法に定められた都市施設の一つで、都市計画決定された道路のこと。
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が都市計画区域内に設置する公園又は緑地のこと。
都市緑地法	良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。

土地区画整理事業 都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。

な

新座グリーン
スマイル基金 緑地の保全や緑化の推進を図る目的に設置された基金。

新座市総合計画

市が目指すべき将来都市像やまちづくりの基本的な方向性などについて、総合的かつ計画的に定めるもの。

は

パートナーシップ 市民・民間団体・事業者・市といった地域の各主体が、それぞれの役割分担のもとで、互いに協力・連携すること。

ヒートアイランド
現象 自然の気候とは異なる都市独特の局地的気候。市街地において建物の密集、道路舗装、ビルや工場からの人工熱の放出、大気汚染などの原因によって局地的に気温が上昇する現象。

保全配慮地区 保全を図るべき必要がある緑地について、市民緑地の指定や条例による保全措置等により、行政と市民が協力しながら、計画的かつ総合的に緑地保全の政策を推進するために定める地区。

ま

みどりの保全協定
緑地 既存の雑木林や斜面林などの緑地を保全していくため、相当の期間を定めて当該緑地の所有者等とみどりの保全協定を締結し、憩いの森として市民に開放している緑地。

や

屋敷林 北風や日差しから居住環境を守るため、屋敷の周囲に植えられている林。

用途地域 都市計画法で定める区域ごとの建築用途の制限。住宅と工場等異なる機能が混在することを防止し、秩序ある市街地の形成を図ろうとする制度。

ら

緑地協定 一団地の土地等の所有者全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される住民自身による自主的な緑地の保全や緑化の推進に関する協定。